

令和7年第2回阿波市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 令和7年6月16日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 黒川理佳	2番 檜原浩二
3番 野口加代子	4番 竹内政幸
5番 原田健資	6番 武澤豪
7番 北上正弘	8番 後藤修
9番 坂東重夫	10番 藤本功男
11番 笠井安之	12番 中野厚志
13番 笠井一司	14番 檜原伸
15番 松村幸治	16番 吉田稔
17番 木村松雄	18番 阿部雅志
19番 原田定信	20番 三浦三一

欠席議員（なし）

会議録署名議員

19番 原田定信	20番 三浦三一
----------	----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 町田寿人	副市長 安丸学
政策監 正木孝一	教育長 高田稔
理事 坂東孝一	市民部長 稲井誠司
健康福祉部長 大倉洋二	産業経済部長 森克彦
建設部長 森友邦明	水道部長 吉岡宏
教育部長 小松隆	危機管理局長 笠井和芳
企画総務部次長 古川秀樹	市民部次長 酒巻達也
健康福祉部次長 笠井孝彦	産業経済部次長 住友勝次
建設部次長 大石憲司	教育部次長 三宅剛
教育部次長 板東毅	吉野支所長 鈴田直城
土成支所長 妹尾光雄	阿波支所長 大塚清
農業委員会事務局長 伊坂典恭	監査事務局長 坂東明

水道部次長 吉 成 永 吾
財政課長 藤 井 信 良

会計管理者 清 田 美恵子

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 相原 繁 喜

議会事務局次長 松永 祐子

議会事務局係長 大塚 久史

議事日程

日程第 1 市政に対する一般質問

日程第 2 議案第 39号 令和7年度阿波市一般会計補正予算（第2号）について

日程第 3 議案第 40号 令和7年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第 4 議案第 41号 阿波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第 5 議案第 42号 阿波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第 6 議案第 43号 吉野地域福祉センター設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第 7 議案第 44号 阿波市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する条例の一部改正について

日程第 8 議案第 45号 阿波市国土利用計画審議会条例の一部改正について

日程第 9 議案第 46号 訴えの提訴について

日程第 10 議案第 47号 徳島県市町村総合事務組合規約の変更について

日程第 11 議案第 48号 中央広域環境施設組合からの吉野川市の脱退に伴う財産処分について

日程第 12 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
（令和6年度阿波市一般会計補正予算（第12号）について）

日程第 13 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
（令和6年度阿波市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について）

日程第 14 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
（令和6年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について）

日程第 15 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて

(令和6年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について)

日程第16 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

(令和6年度阿波市介護保険特別会計補正予算(第4号)について)

日程第17 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて

(阿波市税条例の一部改正について)

日程第18 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて

(阿波市国民健康保険税条例の一部改正について)

(日程第2～日程第18 質疑・付託)

追加日程第1 議案第49号 動産の取得について(学習者用ソフトウェア)

(追加日程第1 質疑・付託)

午前10時00分 開議

○議長（笠井安之君） 現在の出席議員は20名で定足数に達しており、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

## 日程第 1 市政に対する一般質問

○議長（笠井安之君） 日程第1、市政に対する一般質問を前回到引き続き行います。

まず初めに、1番黒川理佳さんの一般質問を許可いたします。

1番黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） 議席番号1番、無所属黒川理佳、ただいまより一般質問をさせていただきます。

今回の質問は大きく3問、子どもへの施策、阿波市での地産地消の推奨、そしてごみ処理についてです。

2027年11月、なぜか出産の能力が失われたまま18年が過ぎた。世界は希望を失い、経済は破綻、世界恐慌へと陥っていった。

いきなり何の話かと思えますよね。すいません、これ、映画の話なんです。これ、むっちゃ怖くないですか。私、2006年の公開の映画だったんですけども、当時26歳だったんですけど、映画館に見に行きました。これ、恐怖映画じゃなかったんですけど、すごく怖くて、今でも出生率とか出生の話をするたびにちょっと頭をよぎる、トラウマといったらなんなんですけど、すごく記憶に残る映画になりました。このときは先の話、未来の話として当時は見ていたんですけど、この映画の設定の年、先ほども言いました2027年ということは、再来年なんです。そして、日本でも子ども出生率がついに70万人を切り、68万6,000人余りという衝撃的な発表がありました。

人口減少が課題と言われている昨今ですが、当たり前のことですが、子どもが生まれないと人口は増えません。子どもを産む、それは生物としては当たり前のことではありますが、決して当たり前のことではなく、奇跡の連続によって起こる、生まれる貴い生命です。これは子々孫々とつながれていかなければならないです。政府もこのことに危機感を

感じ、こども家庭庁を新調し、対策を講じてくれていると思いますが、国の施策を待たずしても、ここ、阿波市でも具体的な施策を打つべきではないでしょうか。

今回、私が質問するのは、妊婦さん、そして出産後のお母さんへのケアの充実についてです。

阿波市でも、既に産前には、子育て支援センターにおいての妊婦さんへのサポートや経済的支援があるようです。産後には、阿波っ子応援券支援事業や産後ケア事業、子育て応援ヘルパー派遣事業などがあるとの情報はネットからも拾えるのですが、まだまだ周知が届いていないように感じます。

そこで、阿波市の子ども施策についての1問目、産前産後ケアについて、いま一度質問いたします。

○議長（笠井安之君） 大倉健康福祉部長。

○健康福祉部長（大倉洋二君） おはようございます。

黒川議員の一般質問の1問目、阿波市の子どもへの施策についての1点目、産前産後ケアについて答弁させていただきます。

近年、地域のつながりが希薄となり、少子化が進む中で、子育てに孤独感や不安を感じる妊産婦や子育て家庭も少なくないため、より一層きめ細やかな相談や支援が必要となっています。

そのため、本市では、昨年4月に子育て世代包括支援センターと阿波市子ども家庭総合支援拠点を一本化し、阿波市子ども家庭センターを開設いたしました。また、出産後の心身と経済的支援を行う阿波っ子応援券事業や子育て世帯が安心して子育てができるよう相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業などの施策を推進してまいりました。

現在、産前産後の支援としては、妊娠届出から妊婦や低年齢期の子育て家庭に寄り添う伴走型相談支援の充実と経済的支援を一体的に行う出産・子育て応援事業を実施するとともに、こども家庭センターが中核となり、妊産期から子育て期の窓口として、医療機関や地域の子育て拠点と連携し、孤立しがちな母親を早期に把握する体制整備を進めています。特に、産後ケア事業につきましては、心身のケアや育児のサポート等により、産後も安心して子育てができるよう支援を行う極めて重要な事業であると認識いたしております。

つきましては、出産後1年以内の母子を対象に、自宅訪問した助産師から育児や授乳の

アドバイスを受ける訪問型、医療機関に泊まり育児などのアドバイスを受ける宿泊型や、日帰りで気分転換に外出しアドバイスを受ける通所型の3種類の方法で、きめ細かな産後ケアに取り組んでいるところです。

今後におきましても、母子の健康を維持向上させるため、産前産後事業の積極的な周知に取り組むとともに、子育て家庭や関係者からの意見を聞きながら、さらなる支援内容の充実を図ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） ただいま答弁いただきましたように、阿波市のケアにも、訪問型や宿泊型、そして通所型の支援により、心身のケアや育児サポートをしていただいているところではありますが、現在産後ケアが受けれるのは、吉野川医療センターと半田病院とのことで、徳島県内の委託外施設ではケアはまだ原則受けれない現状であります。

例えば、私のとき、もう十五、十四年ほど前になるんですけども、私は、徳島市のほうで土曜日にも検診してくれるところがあったんですけども、そちらで出産いたしました。そちらで、阿波市の今の現状でいうと、もし今私がそこだったとしたら、産後ケアは受けれないということになります。

これが、お隣の吉野川市のほうでは、もう該当する病院になっておりました。吉野川市で産んだら適用するんじゃないかってなったら、子育てするなら阿波市はってなりませんか。ちなみに、吉野川市さんでは、宿泊型は既に7つ、通所型では8つの産婦人科が適用となります。もちろん、先ほども言ったように、私が生んだ徳島の病院も入っています。阿波市では、先ほども言ったように2か所となっております。

ちなみに、この産前産後ケアについては、県のホームページのほうからも飛ぶことができるんですけども、こちら、徳島市とか鳴門市、小松島市、三好市もだったかなは、リンクが貼ってあるんですけども、そこからリンクに飛んでそれぞれの市町のサービスに移ることが可能なんですけども、阿波市のほうではリンクが貼れていませんでした。ちなみに言うと、吉野川市さんもまだリンクのほう貼れてなかったの、吉野川市さんのほうでも今まさに子育て支援を整えていっているという現状がうかがえます。

阿波市も負けてはいられません。子育てするなら阿波市を銘打つ阿波市が後れを取るようなこともあってはならないのではないのでしょうか。

ちなみに、お母さん方が求めているものを市は把握してくれているのでしょうか。お母さ

んたちは、話ができる場が欲しいんです。

相談支援の場、ぎゅっとさんでも保健師さんや助産師さんと話すことができありがたいのですが、ほかの職員さんとか市役所に来ているほかの来庁者の方の目もあるので、泣いている赤ちゃんを抱えてゆっくり話す、相談するという事はちょっと難しいということをお聞きします。阿波市はファミレスなどもなく、ちょっとママ同士で、ママ同士でなくてもそうなんですけど、ちょっとお茶しようかというところがとても少ない市になっています。なので、ちょっと気軽にお話ができる、相談ができるっていう場所がないということは、それが逆にあるだけで、どれだけ心が救われるでしょうか。

ちなみに、リアルな話をするんだったら、私も産後もっとママ友達の話とかが聞ける体制が整っていたのなら、私、双子の育児をしたんですけども、双子抱えてどこかに行くっていうことが本当に難しかったです。なので、そのときにもし気軽に相談する場所、悩み聞いてくれた場所があったら、うちの双子の下に妹か弟、もしくはもう一回双子だったら両方できるかもしれないですけど、またそんな未来もあったかもしれません。

ちなみに、私の話で申し訳ないんですけど、初めての出産の育児が双子だったということで、むちゃむちゃ悩んで育児してました。保健師さんのほうも訪問してくれて、お話聞いてくれるんですけど、当たり前なんですけど、物すごく正論を言ってくれるんですけど、とっても間違っていないこと言ってくれるんですけど、それが当時本当にきつくて、夜も授乳のタイミングも全然違うかったので、ほぼ寝れてない状態でもう泣く泣く、3か月健診の後ぐらいだったので4か月目ぐらいに、母乳育児をもう断念してほぼミルク育児に変えたところに、保健師さんがやってきて、本当に悪気なくですよ、悪気なく、お母さんこれ、頑張っただけで母乳にしたら夜泣きもせんでええんでよっていう一言言ってくれたんです。いや、知ってますと、知った上で泣く泣く断念したんですっていうやり取りがあったんですけど、それが悪気ないん知ってるんでもう来なくて大丈夫ですって思ったんがそのときの心境です。

ちょっと自分のこと語り過ぎたんですけど、産後はホルモンバランスも崩れるので、この産後不安なく過ごすことができたなら、もう子どもちょっといいかなとかという言葉は生まれません。何せ子どもはやっぱりかわいいので、癒やしってよく言われる存在なように、やっぱり子どもの周りには笑顔があふれます。でも、やっぱりお母さん方は不安の中で育ててるっていうことも常に念頭に置いていただきたいんです。

今、語っているんですけど、このつらさを理事者の方々、分かってくれる方いますか

ね、我が子のときに妻の声を聞いてくれてた人、いますか。夜中、一緒に妻と起きて授乳を手伝った方、いますか。あんまり詰めてもしょうがないんですけども、それぐらいちょっとしたことというか、お母さんたちは本当にもう日々のことなので、結構日々もう追い込まれている状態です。

阿波市でも、答弁にもありましたように制度を変えてくれる動きがあり、10月ぐらいから特例なども認める動きなどがあるとお聞きはしてるんですけども、今生まれた子でも、10月になったら首据わります。生まれたての子と首が据わった子ではもう既に全然違いますので、その辺も知っていただいた上で、本当に日々しんどい思いを抱えているお母さんの思いというのを酌み取っていただければと思います。分からなければ聞いてください、当事者の方に。専門家とかそういう方でもなく、当事者の方にぜひ聞いていただきたい。

答弁のほうにも、産前産後の周知に取り組むとともに子育て家庭や関係者からのさらなる支援内容の充実を図ってまいりますというか、聞いていただけるといことがあったと思いますので、そちらのほう、ぜひよろしくお願いたします。子育てするなら阿波市と銘を打っているの、本当にこの施策については期待していますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、次に行きます。子どもが小学校に上がったからの話となります。

ちなみに、子育て世代の話を酌み取るとありましたが、それで酌み取っていただいて、県との協働で作った学びの多様化を応援する冊子というのができまして、こちら、教育委員会のほうでも置いてくれています。悩みを抱える当事者の意見を聞きながら、官民協働でつくれた前に進むいい前例だと思っております。ぜひまた皆さんにもゆっくりご覧いただければと思っております。

2年前に、議会のほうでもコミュニティ・スクールの研修を受けました。阿波市にもあればいいなと思って聞いていたんですけども、その後、2年たった今でも、子育ての支援を行っている市内外のお母さんから、黒川さん、阿波市はコミュニティ・スクールも地域学校協働活動についてもまだ入ってないんですよと、子育てするなら阿波市やのにどうかならんのだろうかという声をお寄せいただきました。

ここでも、子育てするなら阿波市の文言が出てきます。それほどこの言葉は期待されているということです。そのことをいま一度、市長をはじめ行政全体で受け止めていただければと思います。

そこで、再問になりますが、阿波市の地域学校協働活動に対する現状をお答えください。

○議長（笠井安之君） 小松教育部長。

○教育部長（小松 隆君） 黒川議員の一般質問の1問目、阿波市の子どもへの施策についての再問、地域学校協働活動について答弁をさせていただきます。

地域学校協働活動は、保護者や地域の皆さんなど幅広い方々が関わり、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携、協働して行う様々な活動のことです。

本市の小・中学校には、地域学校協働活動を担う地域学校協働活動推進員はいませんが、学校を核とした地域づくり、地域と共にある学校づくりの推進を図るため、学校運営協議会委員やボランティア団体等の協力のもと、各学校で特色のある教育活動を行っています。

今後におきましても、他の自治体の先進的な取組を参考にしながら、地域全体で子どもたちの成長を支えることができる、魅力のある、特色のある学校づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） ただいま答弁にありました、要は、地域学校協働活動やコミュニティ・スクールという言葉というか、制度のほうは取っていませんが、阿波市は阿波市で、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業をやっていますよと私も教えていただいて知ったのですが、文科省のメニューのほうに、学校を核とした地域力強化プランという事業があって、阿波市はそちらのプランでやっていますという解釈でよろしかったでしょうか。

確かに、阿波市のほうでは、民生委員をはじめ野菜ソムリエの方も、キッズソムリエもたくさんいます。食育に関わるGOTTSOさんも学校に入られている、とても充実した活動をされていると思います。

では、何でこんな質問をするのかと言いますと、情報がうまく出ていないんです。先ほどの産後ケアの情報にも関わってくるのですが、そもそも欲しい人に欲しい情報が届いていません。

確かに、阿波市は阿波市で頑張ってくれてるのかもしれませんが、今日、すいません、

資料の提示を忘れたんですけども、この協働活動の県が出しているチラシのほうに、今年度は直してたんですけども、令和5年度のほうのチラシのほうには、裏めくったら、徳島市、阿南市、小松島市っていう、つらつらつらっとそれに参画している市町村が載っているんですけども、阿波市の文言がなく、ああ阿波市ないんやなっていうのが一目で見えてしまうというか、ホームページのほうでもそういうのがありまして、阿波市、吉野川市がすこっと抜けてるんです。なので、一目でやってないんじゃないかという捉え方になってしまいます。なので、例えばそこに、こちらの学校を核とした地域力強化プランを実行中とかという文言が書けるんだったら書いていただければ、違うメニューをやってるんだなというのが見えるんじゃないかなと思いました。

時は情報戦国時代と言っても過言じゃありません。ありとあらゆる情報があり、その中で精査し、むしろ削っていくような時代において、そもそも情報が届いていないということが大問題であると考えます。これは、どの部門でも当てはまることだと思っています。せっかくやっているのに情報が届いていない、こんなに悲しいことはありません。どうぞ早急な対応をお願いいたします。

それでは、次の再々問に移ります。

再々問では、県が提唱したラーケーションについてお聞きいたします。

聞き慣れない言葉ではありますが、2023年度の愛知県を皮切りに導入され、四国初となる徳島県でも、まずは徳島県立である高等学校や支援学校、また徳島県立の中学校などから導入が始まりました。

県としては、公立学校での施策として出していますが、市町村の小・中学校の裁量にはなりますが、できるだけ市町村の学校でも取り入れる方向で検討してほしいという旨の発言が知事からもありました。実際、お隣上板町でも、上板中学校と4小学校での導入が決まっているようです。神山町、石井町の導入も決まっています。

そこで、阿波市のラーケーションへの取組についての見解を教育長にお聞きいたします。

○議長（笠井安之君） 高田教育長。

○教育長（高田 稔君） 黒川議員の一般質問の1問目の再々問、ラーケーションについて答弁させていただきます。

ラーケーションとは、ラーニング（学び）とバケーション（休暇）を組み合わせた造語であり、平日に学校を休んで、児童・生徒が保護者等と一緒に地域や家庭で体験や探求の

学び、活動を行うことができるという制度でございます。

徳島県では、子どもたちの未来につながる新しい学びの形の実現のため、本年度からラーケーションの日を導入し、ただいまお話がございましたように、県立の中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校において実施をしております。

具体的な実施内容といたしましては、校外での自主学習活動であるため、学校に登校しなくても欠席にはならないこと、保護者等の休暇に合わせて事前に学校へ申請手続を行うことで取得できること、年間3日まで取得可能で1日単位での取得となること、連続して取得することもできますが、残った日を次年度に繰り越すことはできないことなどが挙げられます。

本制度につきましては、県教育委員会においても活用を促しており、その趣旨や目的を踏まえて、現在本市においてもラーケーションの導入について検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） 教育長よりご答弁いただきました。

学びとバケーションの造語であるラーケーション、私個人としては大賛成です。以前より、体験の中に学びがあることはお伝えしてきましたが、そこに小学校以上においては、出席日数という壁が立ちほだかります。中学校においては部活動なども始まり、休むイコールずるいという概念も生まれてしまうこともあります。

こうした概念を打破する施策が出たと大いに期待するところであり、こちら、多様な学びの拡充や不登校対策への足がかりになればと思う施策だと思っておりますので、スピード感を持って検討をお願いしますと伝えたいところだったんですけども、今答弁のほうにも、阿波市としてもとても前向きなというよりも、もう導入に向けて動いてるんでもう皆まで言うなという答弁をいただけたと思っておりますので、これ以上はもう見守らせていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に移ります。

次の質問は、地産地消について。

地産地消と聞くと、阿波市での地産地消率は高く、地産地消のみならずAwa産Our消を提唱する阿波市は、本当にすばらしい取組をさせていただいてると思っております。

ならば今さらなぜと思われるかもしれませんが、昨今農業者の間では、肥料の価格高騰

が問題となっています。相次ぐ肥料や飼料の値上げの波は容赦なく農業従事者の方を襲います。そして、もう一つの観点は生ごみの処理です。ごみの減量化は、今阿波市民のしなければならない事項となってきています。

2つとも阿波市の根幹の部分の大きな問題です。阿波市、大ピンチです。しかしながら、安易な言い方になってしまうかもしれませんが、ピンチはチャンスなのです。

その観点として、阿波市の基幹産業である農業を支えるものとしての飼料を地産地消にする動きがつかれないでしょうか。

そのまず第1弾として、生ごみといえば、調理中に出るごみや残食となります。その大きなウェートを占めるのが学校給食であります。阿波市では給食がセンター方式なので、調理の際に出た生ごみや児童・生徒の給食の残食がまたセンターへと集まってきます。

そこで、地産地消についての1つ目の質問として、現在の給食の残渣量とその処理の仕方についてお聞きいたします。

○議長（笠井安之君） 小松教育部長。

○教育部長（小松 隆君） 黒川議員の一般質問の2問目、地産地消についての1点目、給食の残食量と処理の仕方について答弁させていただきます。

本市における給食では、児童・生徒の食育と栄養管理を重視し、バランスの取れた献立を提供しております。しかしながら、残食は一定程度発生しており、給食の調理過程で発生する野菜くず等の残渣の詳細につきましては把握ができておりません。

各学校に提供した給食の残食は、給食提供日ごとに学校別、品目別に調査を行っております。昨年度の残食調査では、小・中学校の全体で約23.1トンの残食があり、年間の配食数約46万6,000食で見ますと、1食当たり約50グラムとなっております。

残食の処理の方法につきましては、なるべく残食物の水分を切り、軽量化に努め、調理過程から出る廃棄野菜など、給食センターから出る全体の廃棄物と一括して市内業者に委託し、処理をしているところでございます。

今後におきましても、給食の充実とともに食品のロスの削減に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） すいません、私のほうが、こちらの質問書のほうに残渣量と処理の仕方と書いてしまったんですけども、残渣量と残食量のほうもお聞きしたいなと思

ていたので、ただいま答弁のほうで、給食の残食量についても答弁をいただきました。

残渣量のほうは調理中に出るごみということなので、日によって違うこともあると思うんですけども、残食のほうは、提供日ごとに調査のほうを行っていただき、約50グラムということで、1食、思いのほか少ない量であることにうれしい誤算といたしますか、給食がおいしいのかなということもちよっと感じれる事項であります。

とはいえ、年間で23.1トンということで、市内業者のほうに処理を頼んでいる現状とのこと、多少は水を切っているとは思いますが、市内のほうで何千食も作った調理ごみと残食のほうを合わせるとやはり相当数があると思います。

何でこの質問をしたかといいますと、全国でもこの給食の残食だの残渣というものは着目されており、食育などに力を入れ、食や農業への感謝をもって残食を減らす取組も行っています。こうした面からも、地産地消と食育が子どもたちの健康や阿波市の基幹産業である農業の推進のみならずごみの減量まで波及することが分かります。

先日、食育推進全国大会のほうでも、農業振興課のほうが出してくれたのと給食センターのほうが共同で出していただいたように、すごく大盛況でした。食育という観点がいろんな人にとってやっぱり今興味があることなんだということが分かりました。

こうした1つの課題を1つの視点で解決するっていうことになると、本当に難しいと思います。多方面、今回であれば、給食と農業と、そしてごみの問題と、これらがしっかりつながって多角的に解決に向かっていくことが近道なんではないでしょうか。

それでは、次の観点に移ります。

こうした生ごみを堆肥化できたなら、そして昔から阿波市で使用されている畜産からの堆肥、こうした堆肥を使用することは、肥料の地産地消化となるのではないのでしょうか。そして、それは図らずとも、有機農業への推奨へとなるのではないのでしょうか。

現在、国の農水省が、みどりの食料システム戦略で、有機農業を2050年までに25%に引き上げるよう施策を出しています。また、環境保全型農業直接支払交付金でも、堆肥を使用すると補助金のほうが加算されるということを明記してくれています。このように、肥料高騰の現在において、肥料の地産地消化は、今環境の観点からも取り組むべき事項であるとか分かります。

国では、今言った環境保全型農業直接支払交付金に加えて、みどりの食料システム戦略を出し、今年からはみどり認定のほうも推奨をしております。これは、有機農業の観点を進めるだけというよりは、もはや環境問題からの観点ということで見受けられるのではな

いでしょうか。

そこで、再問として、堆肥などの有機肥料の地産地消を推進し、農畜連携を支援すべきでないかについてお聞きいたします。

○議長（笠井安之君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 黒川議員の一般質問の2問目、地産地消についての再問、堆肥など有機肥料の地産地消を推進し、農畜連携を支援すべきではないかについて答弁をさせていただきます。

国は、令和3年5月に、持続可能な食料システムの構築に向け、調達、生産、加工、流通、消費の各段階の取組と環境負荷軽減のイノベーションを推進するため、みどりの食料システム戦略を策定しております。この戦略では、2050年までに目指す姿として、農林水産業のCO<sub>2</sub>ゼロエミッション化をはじめ、有機農業を全農地の25%へ拡大、また化学農薬の使用量の半減や化学肥料の30%減が示されるなど、大きな目標が掲げられております。

こうしたことから、本市といたしましては、第3次阿波市農業振興計画の基本方針に掲げ、有機農業も含めた環境に配慮した農業の浸透に向け、現在取組を進めているところでございます。

他方で、市内の畜産農家において堆肥化される有機肥料につきましては、年間約1万5,000トン程度で、そのほとんどは、耕畜連携などにより市内の耕種農家等において有効利用されている状況となっております。

また、耕畜連携に関する支援策といたしましては、現在水田活用支払交付金事業の耕畜連携助成があり、畜産農家からの堆肥を散布し飼料作物を生産しまして畜産農家に供給するもので、令和6年度の実績は約69ヘクタールで、補助金額の総額は約640万円となっております。このほかにも、有機農業をはじめ、化学肥料、化学農薬を5割以上低減する取組と併せ、堆肥や緑肥を使用するなど、環境にやさしい農業を進める支援策として、環境保全型農業直接支払交付金事業などもございます。

本市といたしましては、こうした支援策を有効活用しながら、今後においても畜産農家と耕種農家との連携により、議員お話しのお有機肥料の地産地消を進め、本市農業が将来にわたり持続可能な産業となるよう、効果的な施策を推進してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） すごく前向きな答弁であったかと思います。ありがとうございます。

そして、ちょっと勉強不足のほうで申し訳ありません、農畜連携という文言を私使っているんですけども、農業と畜産の連携という意味で使用していましたが、既にこちら、耕畜連携という言葉がありまして、資源を循環させる取組が確立されており、持続可能な農業を目指すという指針のほうも出ております。なので、地産地消、さらには有機農業を推奨するという事は環境を守る行動に直結していくことは、ご存じのとおりだと思います。

そして、農業もちろんですが、ともにこれだけの畜産業がある市は、徳島県でもそうそうありません。有機農業に特化している小松島市のほうでも、畜産との連携はあまりありません。ほかにはないということは、特化することができます。生ごみの減量と畜産からの堆肥、それらを自分たちの市で使い、またそこで取れた作物を町の人が食べる、そうした完全な循環型社会が阿波市になら、阿波市だけが成立することができるのです。これを強みと呼んで大胆に活用していくことこそが阿波市の未来への活路ではないでしょうか。

ちなみに、循環型社会形成推進地域計画というものを令和4年に中央広域環境施設組合のほうからの計画書が出ております。こちら、ちょっと言葉が同じような感じなので出してきたんですけども、こちら、中央広域なのでごみの観点なんですけど、こうした循環の輪をごみ情勢だけでなく阿波市全体の基幹産業にも多角的に広げていけたらなと考えております。

とはいえ、ここまで熱弁しておいて恐縮ではありますが、堆肥化、こと畜産からの堆肥化においては、切っても切れない問題もあります。それが臭いです。

昔から耳にしてきた言葉、南面傾斜の肥沃な土壌、そしてそこに香る阿波の香水。いや、香水というので聞こえはいいんですけども、阿波の香水と言えば、ちょっと堆肥の臭いが蔓延していて、でもそうだけ農業が盛んやしこれはしかたないんでよと、そう子ども頃から教わってきた私たちの世代なら、まだぎりぎり耐えられるものかもしれません。

しかし、私より若い世代の人たちや、まして移住などで阿波市に来て、ここでええ感じに過ごしていけたらなと思うのに、ちょっと臭いのほうがきつかったらなかなかよく思われないことになるのかもしれないというのは容易に予想されることだと思っております。

現時点でも、そうした声はもう既に寄せられているのではないのでしょうか。

ちなみになんですけど、私、アロマセラピストの免許持っていて、これ、匂いが届くって、大脳までって0.2秒しかかからないんです。なので、匂いをごまかせませんっていうふうにいるんな方に伝えてきていました。だから、こういう臭いの問題というのは、ごまかすことができないので、社会問題へと発展することが多々あります。ただ、先ほどから伝えているように、堆肥化で肥料の地産地消ができれば、それは阿波市の未来への大きな活路となります。

畜産業のふんなんですけども、こちら、適正に処理ができなくなったら、あっという間に畜産のほうはパンクしてしまうとのことです。それもそのはず、動物は毎日ふんを出します。その処理に追われていては、コストの面からも労働力の面からも、すぐに手に負えなくなってしまうとのことです。

皆さん、肉は好きでしょうか。肉を食べない人は聞き流してくれていいと思うんですけども、今日もあしたも肉が食べたいという方は、この話に耳を傾けていただけたらなと思っています。

先ほどから何度も言っているように、飼料の高騰、それだけでもきつい現状に加え、ふんの処理、心ある畜産業の方は、できるだけ臭気を抑えるために、餌に菌を混ぜたりして臭いを抑えたりするそうです。こうした努力によって、おいしいお肉を届けてくれていると知ってしまいました。阿波市はこれを聞いてどう思ってお聞きしたいと思います。

そこで、地産地消についての再々問、畜産への支援の現状と臭気対策支援についてお答えください。

○議長（笠井安之君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 黒川議員の一般質問の2問目、地産地消についての再々問、畜産への支援の現状と臭気対策支援について答弁をさせていただきます。

本市の農業は、稲作と野菜などの複合経営を中心に、年間を通して多くの農産物が生産され、また畜産分野においては、本市の農業産出額の約3分の1を占め、野菜と同様に安全・安心な食料を全国へ供給するとともに、農地の保全や土づくりの役割を担うなど、その振興は本市農業の維持発展に極めて重要な分野であると認識しております。

議員ご質問の畜産への支援の現状でございますが、国の主な事業として、国産畜産物の安定供給や産地育成を図るための強い農業づくり総合支援事業や、販売価格が標準的価格を下回った場合に支援する肉用牛肥育安定交付金、いわゆるマルキン事業などが挙げられ

ます。

一方、県事業では、農業関係事業の促進、振興を図るためのとくしま農山漁村未来投資事業などがあり、本市単独事業では、県単事業への上乗せ支援を行う阿波市農業フォローアップ事業や、営農直後の不安定な時期を支える新規就農安定経営支援事業などを実施しているところでございます。

次に、畜産農家の臭気対策支援でございますが、畜産業は周辺住民の生活環境に配慮した運営が求められ、とりわけ臭気対策は重要な課題であり、現在県家畜保健衛生所と連携しながら、ふん尿の早期分離と搬出、清掃など、家畜ふん尿の適正処理や堆肥舎の適切な管理などについて、その都度指導を行っているところでございます。

一方、臭気対策への補助事業につきましては、現在それに特化した事業はございませんが、最近では、消臭剤の使用や微生物製剤の投入、またIoT技術を活用した臭気管理システムなど、技術的進歩や研究などにより、大変効果のある新たな対策も出てきているとお聞きしておりますので、今後国や県、民間企業などの動向について情報収集に努め、臭気対策に関する支援や指導体制の充実強化など、畜産農家と地域住民の共生が図られるよう、引き続き畜舎等の臭気対策に取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） 答弁いただきましたように、県のほうからも指導をするなどの対策がありますが、指導を中心としており、具体的な支援はないように思います。

近年の飼料高騰により、牛や豚、鳥のふんを肥料とされる方は増えているとお見受けします。それ自体には環境にもよく、畜産業の方にとってもいい話で、双方喜ばしいことではありますが、臭いの問題を解決しないことには、こちらにも大きなジレンマを抱える案件となってしまいます。

ぜひ皆さんに覚えておいていただきたいのが、畜産業と農業は切っても切れないということです。もしふんの堆肥が畑にまかれなくなれば、米の高騰どころではない、肉の高騰が待っています。明日もおいしいお肉を食べるために、そしてそこに阿波の香水への市民の我慢が発生しないように、阿波市の根幹を支える両輪の命題だと思って、どうか具体的施策をお願いして、次の質問に移ります。

生ごみ、臭い、これらのワードは、今まさに、阿波市を含む中央広域環境施設組合の地域の人にとっては反応してしまうワードではないでしょうか。2025年8月、もうあと

2か月です、には、現在の吉野町での溶融炉でのごみ処理焼却施設が稼働を終え、そこで集められたごみは山口県へと運ばれます。これについては、議員として大きな疑問点も持ちながらの議決となったこと、これからも背負い続けなければいけないかなと思ってるんですけども、そのときに説明にあった臭気対策としての対応がまだ詳しい説明が聞けてないかなと思っております。

そこで、副市長にお聞きいたします。2025年8月からのごみ処理施設での臭気対策として消臭剤噴霧を予定しているが、方法と費用、また効果についての見解をお聞かせください。

○議長（笠井安之君） 安丸副市長。

○副市長（安丸 学君） 黒川議員の一般質問、ごみ処理場での臭気対策についてご質問をいただいておりますので、お答えをさせていただきます。

現施設であります中央広域環境センターでは、令和7年8月以降、ごみの焼却は行わず、令和10年3月までの2年8か月、積替保管施設として使用をいたします。そのため、中央広域環境施設組合では、積替保管施設の改造工事、運転、維持管理、ごみの運搬及び処理までの一連の業務の中に、臭気対策も含め、民間事業者の創意工夫を生かしつつ安全性や効率性を確保するため、公募型プロポーザル方式により事業者選定を行い、積替保管施設整備事業改造工事として2億4,855万6,000円で工事請負契約を締結しております。

具体的に実施する臭気対策といたしましては、まず積替え場所となるプラットホームの出入口3か所に設置しております既存のエアカーテンに加え、扉に噴霧器を設置をいたしまして、常時作業所内に消臭剤を噴霧いたします。

加えて、集積をしてきたパッカー車から積替えを行うコンベヤーにも常時噴霧器を設置し、可燃ごみに直接消臭剤を噴霧した上で水密容器に積替えをし、蓋をして当日または翌日までに施設外へ搬出することで十分な臭気対策ができるものと考えてございます。

また、これまで吉野町、土成町で開催をしてまいりました地元説明会でもご説明させていただきましたが、中央広域環境センターを積替保管施設として使用する期間も、引き続き臭気調査など必要な環境調査を実施し、これまでと同様に、公害防止審査委員会や、周辺住民の皆さんに環境調査結果説明会において説明、公表をさせていただきたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） ただいま副市長より答弁いただきました。私、こちらも勘違いしていたんですけども、後からまた噴霧器とかそのスプレーに対して予算を取るのかなと思ってたんですけども、もう既に改造工事のほうで2億4,000万円程度の工事請負契約としてもう入っているということでよろしいんですね。

こちらもちょうとあまりお安い金額ではないのですが、ただやっぱり先ほども言ったように、臭いとしては本当にごまかせない事項だと思っておりますので、こちらのほうもしっかり情報のほうを提示していただきまして、対策と費用との検証、検討などをしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

我々、やはり議員ですので、しっかりと情報をいただき、議会のほうで検討、精査させていただきたいと思っておりますので、今後とも情報の開示をよろしく願いいたします。

そして、情報のほうをお願いするといえば、今回の議会前より、大きな疑問を感じるものが立て続けにありました。

地方紙のほうで、4月15日、新ごみ処理施設の完成予想図ができましたと、そして5月27日には、新協定のこととか現在のごみ処理施設の延長に係る周辺対策費用に3億円かかる方針ですと、極めつけは、6月2日、新ごみ処理施設での地権者との交渉終了という記事を見ました。これ、私見まして、とてもびっくりしました。

地元説明会のほうが先になるのはしょうがないなと思います。地元の方の同意があつてこそなので、でもその次が議会より先にもう地方紙のほうから情報を知るっていう事態に、私、びっくりを隠し得ないというか、議員って何だろかなって思う事態になったので、今回質問のほうに入れさせていただいたんですけども、ごみ問題について市のほうにお聞きしたときに、中央広域でやってるので阿波市だけ先に出せないんですよと、情報のほう、そう言われることが多々あります。それも一理あります、単独でやってないので、でも中央広域の次に情報が出る場が議会でないということが、やっぱりこの形でいいのかなっていう疑問を感じてしまいます。

先日、志政クラブの原田定信議員のほうの代表質問でも、私たちはいつから地方紙のほうから情報を得るようになったんですかという旨の切実な訴えがあったかと思えます。私たち議員が構成する議会は、二元代表制の片翼を担う存在、分かりやすく言えば、阿波市さん家の妻です。夫である阿波市がやりたい計画をチェックして、お金出してもいいかな、

無駄遣いし過ぎてないかな、新しいもの必要なんだったらちょっと節約して貯金ためなあかんよなっていう夫の家庭運営というか、市の運営を支えるのが議会だと思っております。それが、全然分からないうちにお金出すことになっていたり、こんな計画が進んでるんですよっていうのをよそから聞いたときの妻の立場といいいますか、皆様のご家庭どうなのかちょっと分からないんですけども、そういうふうなイメージで追っていただければ分かりやすいかなと思います。二元代表制ということを重ねていただいて、情報のほう、いただければなと思います。

そこで、町田市長にお尋ねします。ごみ処理に関する情報の共有についてお聞かせください。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 黒川議員の一般質問の3問目の再問ですかね、これは、ごみ処理に関する情報の共有について答弁させていただきます。

これにつきましては、開会日に議長の了承を得まして小休取らせてもらいまして、開会日の朝に地方紙に載ったということだけではなくて、これ、20年に一遍の大きい事業でございますので、今回も、12日、13日、代表・一般質問の中でもおわびをさせていただきましたように、私、管理者で、組合の副管理者とも話をいたしまして、これ、言い訳ではないんですが、地方紙といいいますか報道の立場と、それは住民等に流す立ち位置が違いますので、そこら辺のところを今後十分に反省し、極力こういうことが少ないようにというのは、今後におきましても事業の佳境に入ってまいりますので、絶対ということはないと思うんです、立ち位置が違うということで。

二元代表制っていうのは私も重々知っておりまして、地方自治法96条の中で市議会の予算、決算、財産の取得等々議決をもらわなければ執行できないということは十分配慮しているつもりでございますが、今後もこういうことが、何遍も言いますが、絶対ないっていうのは、先ほども言いましたが立ち位置がやっぱり違いますので、どこで地方紙の方が情報を得て、載せるっていうのをこっちのほうで抑制やということは絶対できませんので、今まで以上に配慮して、こういうことがないように努力していきたいということ思っております。

情報の共有に加えて、先ほども言いましたが、これから、8月から積替保管施設の事業が始まると、併せて阿波町の東長峰で新ごみ処理施設の建設業にも本格的に入っていく中で、回数増やしまして、事あるごとに情報共有を市議会に、それは板野町、上板町の2つ

の議会に対しても同じなんです、していくように配慮いたしまして、十分に今まで以上に配慮いたしますので、ご理解よろしくお願ひします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 黒川理佳さん。

○1番（黒川理佳さん） ただいま答弁にもありましたが、市長、これから、8月から稼働を終えて山口県に行ったら、今度、現時点の山口県に行くほうのごみのことと新ごみ処理施設というふうに、情報のほうがとても錯綜します。なので、できるだけ情報のほうをいただいて、我々も精査して市民の方にお伝えできるようにしていきたいと思ひますので、今どうしてもいろんな情報をごちゃごちゃごちゃごちゃしてまして、そしてどれが本当の進んでいることで、今どれを精査せないかんのかっていうのが全然分からない状態になってしまっているような気がする、先ほどから情報の伝え方といいますか、伝わらなければ情報としてはちょっと不十分だと思いますので、そちらのほうの情報の出し方などもよろしくお願ひいたします。

市長は、市長の仕事を全うしてくれていると思ひます。行政の方は行政の仕事をしてきてます。地方紙の方は地方紙の仕事をしているので、我々議員としても、議員の仕事をするためにもぜひ、情報のほうがなければ我々も正確な精査ができません。この議会のほうでしっかり検討なり精査なりしていきたいと思ひますので、どうかこれからも情報のほういただけるようによろしくお願ひして、黒川理佳の一般質問を終えたいと思ひます。

○議長（笠井安之君） これで1番黒川理佳さんの一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番榎原伸君の一般質問を許可いたします。

14番榎原伸君。

○14番（榎原 伸君） 議長の許可をいただきましたので、議席番号14番榎原伸、通告に沿って一般質問を行います。

私はこれまで、阿波市の農業振興、これをライフワークにして議員活動を続けてきましたので、議会での質問も、担い手対策であったりもうかる農業、そういった質問が多かつ

たのですが、古希を迎えて、今は健康増進であつたり医療、介護の質問が多くなり、今回も1問目は医療の充実についてお聞きします。

市場町にあります阿波病院は、昭和23年、許可病床133、内科をはじめ7つの診療科、そして災害医療支援病院の指定を受けた総合病院として開設され、農村社会に根差した公的医療の担い手として運営されてきました。この阿波病院への質問は、今回で3度目です。

慢性的な医師不足や高齢化により崩壊の危機にさらされ、地域医療に関してはますます医療の格差が広がる中で、国では、限られた医療資源、いわゆる医師などの人的なものから医療保険制度などの財的資源を効率的に活用し、切れ目のない医療、介護サービス体制を築くことを目的とした地域医療構想の策定を都道府県に義務づけました。これは、将来の医療需要と病床の必要数を推計して各地域の実情に合わせた方向性を示しなさいというもので、阿波病院が令和元年、診療実績が少ない、そして同一県内に類似した医療機関、これも徳島厚生連の吉野川医療センターがあるということから、再編統合について特に議論が必要な病院と位置づけられ、実名公表がされました。

市民に動揺が広がっていましたので、今後の病院機能について、2度この質問台に立ちました。2回目の答弁では、当時副市長であった町田市長から、地域住民にとってはなくてはならない病院と認識しており、質の高い医療サービスが提供できるよう、この阿波病院の必要性を機会あるごとに主張していくとの力強い答弁をいただきました。

こうした地元自治体の熱い思いと、そして徳島厚生連としても、阿波市唯一の公的医療機関として医療、介護、福祉と連携し、阿波市の地域医療を支えていくという強い使命感にのっとり、病床数を半分ぐらいに減らしたコンパクトな病院を再建する方針を打ち出され、私は、規模は小さくなくても今の場所に新しい病院ができるものと思っていましたが、昨年徳島厚生連では、現行のまま病院機能を縮小する案を決議しました。よって、4月から回復期病床を40床に減らし、診療科についても、週1回行っていた耳鼻咽喉科は中止、腎センターについても、週3回、2クール的人工透析を、月曜日から土曜日まで週6回全て1クール体制にしての変更となっております。

こうした状況に、外来患者、入院患者は不安を感じていると思います。その影響は非常に大きいものがあると思いますので、病院機能の縮小による影響について、大倉健康福祉部長にお聞きします。

○議長（笠井安之君） 大倉健康福祉部長。

○健康福祉部長（大倉洋二君） 榎原伸議員の一般質問の1問目、医療の充実についての1点目、阿波病院縮小による地域医療への影響について答弁させていただきます。

J A徳島厚生連が運営する阿波病院は、令和元年9月に厚生労働省より、地域医療構想に基づいた再検証の要請医療機関として公表され、再編統合について特に議論が必要な病院と位置づけられました。

阿波病院の運営体制については、地域医療構想の達成を推進するために必要な協議を行う場である徳島県東部地域医療構想調整会議において、令和5年度には、急性期病床36床を休床し、急性期医療については吉野川医療センターとの連携を図り、医療機能の分化を図ることで合意がなされており、令和6年4月からは稼働病床数60床の地域包括ケア病棟で運営され、さらに令和7年4月からは、稼働病床を40床に縮小した地域包括ケア1病棟の体制で運営されています。阿波病院は、外来、入院診療に加え、吉野川医療センターとの連携、回復期段階の患者の受入れ、人工透析、訪問看護、健康診断などの健康管理活動等を主な役割として担っており、救急告示病院や災害医療支援病院の機能も果たしております。

一方で、阿波病院の病床数の縮小により、急性期における治療が落ち着き在宅復帰に向けた治療やリハビリテーションを必要とする回復期患者の受入先が減少すること、在宅医療が脆弱化すること、また人工透析については、阿波市唯一の人工透析施設であるため、身近な病院で透析を受けるといった患者の需要に応えることなどが難しくなることと、それに付随した送迎などが重要な懸念点と考えております。

地域医療構想により病床の機能分化は進んでいますが、医師の高齢化や偏在など課題は大きく、厚生労働省は、団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年を見据え、2027年度からの新たな地域医療構想を進めていくという方針を示していることから、国の施策の動向も注視しながら、本市の地域医療の実現の把握に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 榎原伸君。

○14番（榎原 伸君） 大倉健康福祉部長から、影響について何点か答弁をいただきました。まず、その回復期患者の受入先の減少、そしてそれはまた在宅医療が脆弱化することです。また、人工透析についても、市内で唯一の透析が受けられる施設であるため、身近な病院で患者の需要に応えることが難しくなる。当然だと思います、1日1クールになれば、現在透析を受けている患者さん全員は無理なので、この地元病院から遠くの

病院に受け入れてもらうしかありませんので、その場合の送迎なども懸念が生じると今おっしゃいました。

こうした影響以外に、私が知る限りでは、みとりの問題も出てきます。

阿波病院では、開業医などの紹介で、毎月何人かのみとり件数があります。これから、独居、老老介護や、また認知症などでみとりの増加が見込まれることから、阿波病院で受け入れができなくなると、これは非常に心配をしております。

そして、ここで、通告はしておりませんでした。再問させていただきます。

町田市長は、阿波市の最高責任者です。市民の生命、財産を守るのは市長の責務です。そして、外来患者、入院患者の約7割は阿波市民です。そして、先ほど言いました人工透析の患者さんにとっては、まさに命に関わる問題です。

市長はこうした命に関わる深刻な問題をどのように考えているのか、お聞きします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 樫原伸議員の一般質問の1問目の再問、阿波病院縮小に伴う阿波市の考えはについて答弁をさせていただきます。

この質問については、何回目かとなると思うんですけど、発端におきましては、令和元年、今から6年前の9月に厚生労働省のほうで、公的病院のうち、地域医療構想の対象として再編統合の再検証が阿波病院に求められたということで、それに対応するために、阿波病院のために、阿波病院の再編検討委員会っていうのを令和2年6月24日に立ち上げて、協議を開始いたしました。

そういった中で、この検討会っていうのは任意で、阿波市の医師会長とか私も含めて、いろんな厚生連の方々ということで、この大きな問題につきましては、話がちょっとそれるんですけど、いろんな公的場に行く中で、能登半島地震も含めまして、ほの診療所とか病院が、軽率に言うんではありませんが、国のほうでは総合病院っていうのを今一番に有事の際に従事しております。

こういった中で、医療圏計画っていうのがございまして、これによりまして、これはもちろん厚生労働省、国の基本理念、考えを重視して、徳島県であれば徳島県の中で医療構想を立てなさいと、そういった中で、樫原伸議員の言われましたような透析とか病床数、いろんな二次病院とか一次病院、救急病院、こういった細かいことが決められていくんですが、今徳島県においては、3つのブロックに分けていろんなものが検討されております。

そういった中で、まずは都道府県は、地域の医療需要ということは医療ニーズですね、人口が減ったら減ったで、それと高齢化率なども考慮しながら、医療圏ごとに必要な、例えを言いますと病床数を算定いたします。そういった中で、基準算定数っていうのを決めます。そして、原則としては、この病院の病床数っていうのはこの限度数を超えることはできません。っていうことは、どこかが増えたらどこかが減るということで、マックスを決めるわけなんです。

そういった中で、県内におきまして、阿波市が属しております東部医療圏におきましては12団体で構成しているということで、徳島市、鳴門市、板野郡の5町、そして石井町、神山町、佐那河内村、それと吉野川市、阿波市の12団体、そして西部というのが美馬市と三好市、つるぎ町、東みよし町の4団体、南部というのが小松島市、阿南市、勝浦町、上勝町、那賀町、美波町、海陽町、牟岐町で構成されて、24の市町村がそこで検討しているということでございますが、先ほど国の総合病院の話をしていただきましたが、こういった中で、今後におきましては、徳島県でいえば3つの圏域を取っ払っても全体の県民の医療ニーズの不便にならないような考え方をしてやっていくっていうのが、今まで私がいろんなところで話した答えかと思えます。

こういったことで、公的病院もございまして民間病院もございまして、公的病院に特化することなく、榎原伸議員も言われてましたように、救急病院と人命を救うという中で、距離とかいろんな役割とかこういったことを総合して、例えを挙げますと、今阿波市におきましては、デマンドバスの話でも出てきましたが、阿波市の市民の方は吉野川市にある医療センターを特に利用しております。こういった中で、今はそこで2週間いろんな入院したら二次病院として阿波病院という形になっておりますが、それが西部医療圏との境を取っ払ってなる場合もあるように聞いております。

ということは、そういった病院で、阿波市でも阿波病院に類似する施設を利用いたしまして、阿波病院が担っていたことを阿波病院以外の阿波市内の病院で対応していくということも考えられますし、美馬市、吉野川市も含めて、特に一番は、先ほども申しましたが、それぞれの人が人命等を守るために不便をかけないと、そして必ず命を守っていくということで、県内の中で調整されていくように思っております。

こういったことで、私も今まで榎原伸議員に申しましたように、阿波病院の再編検討委員会の中で、阿波病院が市内の大きな役割を担って、過去の歴史を振り返りましても重要なということでございましたが、大きな目で見てもみたら、結局はいろんな、病院を利

用する方が不便をかけないような計画を県はこれから立てていくということで、平成24年に医療介護促進法ができて、医療圏構想っていうのも位置づけられて、そういった中で各都道府県におきまして弾力的な運用を考えていくと、団塊の世代も経まして、その地域ごとの医療ニーズっていうのを分析しながら、徳島県であれば医療政策課、そして健康福祉部を中心にそういった運用をしていくということでこれからなっていこうかと思えます。

ですから、私の考えも、今後につきましても、阿波病院をあそこで存続するのではなくて、阿波市民の医療が低下しないように、そして阿波病院につきましても今後の動向を厚生連と共に協議をしながら、阿波市が公共性、公益性を持って協力できることがあれば協力していくといったことでやっていきたいと思えますので、どうかよろしく願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（笠井安之君） 榎原伸君。

○14番（榎原 伸君） 通告しておりませんでしたので、市長には急遽答弁に立っていただきましたけども、最終的にはいろんな医療圏構想のことも触れられましたけども、やはり今の医療のレベル、これを低下したくない、しないという思いが伝わってきました。

阿波病院の経営母体である徳島厚生連、この組織決定でありますので、地元自治体として口出しはできないと思いますが、市長はこれまで一貫して阿波病院の必要性を訴えてきたんですから、市民の不安払拭に向けて特段の努力をお願いいたします。

次に、高齢化が進み、増え続ける医療費を抑制するためには、ジェネリック医薬品の普及は不可欠との考えから、阿波市の取組についてお聞きします。

新薬の特許期間、20年から25年らしいのですが、この期間が過ぎた後同じ有効成分で製造された薬を指します。当然、新薬の製造開発にかかる多額の費用と時間が抑えられていますので、新薬の3割から5割販売価格が安いと言われています。

私は、初当選して1年後の阿波市からの国民健康保険税の通知を見て驚きました。会社時代引き落としだった社会保険料の約3倍でしたので、平成23年、第2回の阿波市議会定例会において、国民健康保険事業について質問しました。その中で、被保険者の医療機関での窓口負担の軽減とともに、阿波市の国民健康保険の保険者負担額の減少や保険税抑制につながる取組として、ジェネリック薬品への切替えを推進してはどうかと要望質問いたしました。

これは当時の所管部長のご尽力もあって、24年度からジェネリック医薬品差額通知制度が実施されまして、これは、あなたに処方された薬は幾らでジェネリック薬品に切り替えるとこれだけ安くなりますといったものですが、平成24年度、削減額は430万6,000円、平成25年度では1,422万2,000円削減できたとの報告を受けて、少し医療費の削減に貢献できたかなと気をよくしておりました。

そんなことがありましたので、私も院外薬局で薬をもらうときにはジェネリック医薬品にしてくださいと勇気を持ってお願いをしてきましたが、金額に関わらず変更したくないとか、値段の高いほうがいい薬だ、よく効く薬だ、安価なジェネリック医薬品への不安を口にされる人が非常に多いと感じております。効果も品質も安全性も国が保証しているのにこの利用が進まないのには、後発医薬品に関する抵抗感ですかね、これが根強いんだと思います。

アメリカやドイツなどの先進国はジェネリック医薬品の利用率が90%に達しているのに、我が国は大きく立ち後れているとの記事が載っていました。そして、徳島県は何と最下位だと書かれていました。厚生労働省では、使用が進んでいない都道府県をてこ入れするために、重点地域に徳島県を内定しました。こうした地域の利用促進に力を入れて、増え続ける医療費の中の薬剤費を抑える狙いがあるようです。

そこで、阿波市のジェネリック医薬品の利用率と利用促進への取組を稲井市民部長にお伺いします。

○議長（笠井安之君） 稲井市民部長。

○市民部長（稲井誠司君） 樫原伸議員の一般質問の1問目、医療の充実についての再々問、ジェネリック医薬品の利用についてのご質問に答弁をさせていただきます。

初めに、ジェネリック医薬品につきましては、特許が切れた新薬と同じ有効成分、同じ効能、効果を持つ医薬品のことで、開発経費がかからない分価格が安くなっております。患者さんの負担軽減や医療費の抑制につながることから、行政や医療保険者など国全体で普及が図られており、本市におきましても、ジェネリック医薬品の普及啓発を推進しているところでございます。

厚生労働省の令和6年9月診療分の最新データによりますと、本市の国民健康保険におけるジェネリック医薬品の数量別での使用率といたしましては76.3%、県内順位は22位となっており、前年の同時期と比較をいたしますと率にして8.9ポイント、順位を1つ上げてはおりますが、まだまだ低い状況にあります。

こうした中、ジェネリック医薬品の利用促進に向けての本市における周知、啓発の取組といたしましては、毎年3月に国保加入者の全世帯に送付しております国保だよりに普及促進用のパンフレットを同封するほか、特定健診の開始前となる毎年6月に、保健師、管理栄養士が阿波市医師会や調剤薬局などを訪問し、ジェネリック医薬品の積極的な使用についてお願いをしております。また、ジェネリック医薬品に切り替えた場合、削減効果が高い方を対象に軽減可能額をお知らせする差額通知の送付、国保加入時や保険証の一斉更新時にジェネリック希望シールを配布するなど、啓発に努めているところでございます。

今後におきましても、医療費の効率化、適正化が図られるよう、これまで以上に県や関係団体とも連携し、ジェネリック医薬品の品質、安全性も含め積極的に情報を発信し、啓発に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 榎原伸君。

○14番（榎原 伸君） 昨年9月のデータですけども、76.3%だそうです。そして、県内の順位は22位。稲井市民部長、今年異動で来られたんですけども、この数字は自慢できる数字ではないと思うんです。

高齢化が進み、増え続ける医療費の抑制には、ジェネリック医薬品の普及は避けて通れないときを迎えております。全国健康保険協会徳島県支部の試算によりますと、前年度実績を基に、県内でジェネリック医薬品利用率を100%にすれば10億円以上圧縮できるそうです。その効果は大きいと言わざるを得ません。また、窓口負担も抑えることができます。

私の隣の議員、食後におなかがいっぱいになるぐらいたくさんの薬を服用しております。こうしたたくさんの薬を服用する人、糖尿病など慢性疾患で長期的に服用している人にとっても、このジェネリック医薬品は心強い味方だと思いますので、答弁にもありましたジェネリック医薬品差額通知制度、この拡充はもちろんですけども、啓発活動の精度を上げて利用率の向上を図ることをお願いしておきます。

そして次に、2問目、阿波市の学校給食について教育委員会にお聞きします。

政府が2026年度から無償化に乗り出す学校給食の歴史を調べていました。

これは、1803年、江戸時代後期、会津藩士の嫡男は、日新館という藩校に入学します。15歳以上の生徒には昼食が用意されたとの文献から、これが我が国の給食の始まりとも言われているようです。江戸時代は1日2食が基本でしたので、藩士の給料を減らし

ても健全な心身を育むことを優先し、この給食費を賄ったとあります。大人が子どもたちの健全な心身を育むことを最優先していたことがうかがい知れます。

そして、県内における平成の大合併で唯一郡をまたいで合併した阿波市は、旧土成町、吉野町、この両町では、お隣の板野町と上板町で構成された一部組合が給食を提供して、旧阿波郡の阿波町、市場町両町にもそれぞれ給食センターがあり、市内3地域で献立が異なっていました。保護者や学校から、全ての学校で同じメニューを望む声が大きくなり、平成27年、庁舎に続いて同じ場所に学校給食センターが建設をされ、念願であった統一メニューの給食が提供されてきました。

阿波市に異動してきた先生は、皆さん、この阿波市の学校給食は大変おいしいと言われます。私は、阿波市の給食は県下一だと思っていますが、この子どもたちからも保護者からも高い評価を得ている給食がこれまでどおり提供されるのか心配です。

それは、最近病院食への不満が全国で上がっています。お米の価格が急騰して、そのしわ寄せで提供される病院食の内容が悪くなったということです。病院で提供される食事は療養の一つなので、保健法で入院時食事療養費及び入院時生活療養費として、1食につき、現在ですけれども、690円の算定基準が設けられております。これはあくまで参考ですが、そのうちの604円健康保険が適用されますので、患者負担は86円となります。病院側からしますと、1食690円で提供しないと赤字を出してしまいます。

何病院か自前で病院食を出してるところに問い合わせましたら、人件費などの高騰も相まって、病院食に関しては収支は赤字だそうです。これまでは、診療報酬などで赤字分を埋められていたのですが、診療報酬引下げにより病院経営は一段と厳しくなり、病院食の収支改善としてお米の安いものに、そしてお肉にしても安い外国産に替えざるを得ないようです。

阿波市の学校給食は、給食法で定められている材料費の部分、中学生、現在ですけれども301円、小学生277円、これは保護者負担としていましたが、今年度より、教育長また市長のご英断により、経済的負担の大きい中学生については無償化としております。この無償化に係る費用約4,700万円、阿波市の負担になります。子育て支援の強化というのは分かりますが、財源が保護者が納める私費から税による公費に変わることで、食材選びの自由度が下がることが懸念されます。

そこで、お聞きします。

給食におけるお米をはじめ食材の調達方法と、食材の中でも大きな比重を占めるお米の

高騰により阿波市の学校給食の内容が変わることがないのか、お聞きします。

○議長（笠井安之君） 小松教育部長。

○教育部長（小松 隆君） 樫原伸議員の一般質問の2問目、学校給食についての1点目、米価格の高騰による本市給食への影響はについて答弁させていただきます。

近年、天候不順による収穫量の減少や農家の減少、需要の増加などもあり、米の価格は高騰しております。阿波市の学校給食で提供している米につきましては、毎年市内のJAと協議を行い、10月から翌年の9月末までの1年分を同一価格で提供いただいております。令和6年10月から、米の価格は前年と比較して約1.5倍になりましたが、市場価格ほど高騰はしておりません。

学校給食は、地産地消を推進し、価格を含め工夫した献立を提供しております。今後、10月からの価格によっては、さらに影響が出てくる可能性もございます。

本市としましては、今後も物価動向を注視しつつ、児童・生徒の健やかな成長と健康を第一に考え、引き続き安定した学校給食の提供に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 樫原伸君。

○14番（樫原 伸君） お米に関しては1年分、これをJAから同一価格で提供されると今お聞きしました。答えにはありませんでしたけども、阿波市の学校給食に必要なお米の量約25トンは、年間契約ができていたと思うので、少し安心をしました。

他県では、御飯の量を減らしたり、米飯給食の回数を減らしたり、ニュースにも出てきたけど唐揚げの個数が1個になったりとか、そういう学校もあるようです。小松部長もおっしゃいました材料価格の動向に左右されることなく子どもたちの健やかな成長と健康第一の給食提供をお願いして、再問させていただきます。

学校給食に関して、今地産地消、有機食材を薦める動きが活発化しています。この有機食材に関しては、有機農業や国のみどり戦略に精通している黒川議員に任せて、私は地産地消への考えをお聞きしたいと思います。

阿波市教育委員会では、平成25年、給食センターの完成よりも2年も早く、子どもたちに新鮮で安全・安心な給食提供と生産者の意欲向上、また農業活性化を図ることを基本方針とした阿波市学校給食地産推進計画を策定し、地産地消を推進してきました。皆さんもご承知のとおり、阿波市は県下でもトップクラスの農業生産高を誇り、レタスをはじめ

たくさんのブランド野菜があり、ブドウやイチゴ、メロンといった果物も四季折々提供できます。

こうした阿波市農業の、阿波市の強みが活かされた地場産給食は、阿波市の農業をより鮮明にし、地域への愛着を生む食農教育の一環でもあります。地産地消率はまさにそのバロメーターでもありますので、阿波市の学校給食における地産地消率をお聞きします。

○議長（笠井安之君） 小松教育部長。

○教育部長（小松 隆君） 檜原伸議員の一般質問の2問目、学校給食についての再問、給食食材の地産地消について答弁させていただきます。

学校給食における地産地消につきましては、令和7年3月に策定した第2次阿波市学校給食地産地消推進計画に基づき、地産地消を基本として取り組んでおります。

市内のJA及び阿波市の関係各課で構成する阿波市学校給食農産物供給協議会を毎月開催し、翌月の学校給食で使用する青果物の使用予定表の協議、さらに翌々月使用予定の青果物の作付の状況、生育の状況など確認し、献立を作成しております。

学校給食における青果物の地産地消率につきましては、令和5年度が重量ベースで67.7%でした。令和6年度は、重量ベースで60.4%となっておりますが、これは夏の猛暑など異常気象の影響によるものです。地産地消率の目標数値につきましては、第2次阿波市学校給食地産地消推進計画におきまして今年度から重量ベースで68%と、一層の地産地消率を進めていきます。

農産物は天候などにも左右されますが、今後も関係機関と連携し、地産地消率向上と食育推進に向け、新鮮で安全・安心な給食の提供に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 檜原伸君。

○14番（檜原 伸君） 私が先ほど質問でも言いました平成25年に策定された阿波市学校給食地産推進計画では、目標数値を重量ベースで45%としておりました。今の答弁で、令和5年度67.7%、令和6年度60.4%、約10年が経過して15%ほど上がっていますので、これはもう努力の跡が感じられます。

今年度は68%という数値目標を掲げ一層の地産地消を進めていくとのことですが、野菜は天候に大きく左右されますので、まず貯蔵技術の向上、そして農業振興課とも連携して契約農家の拡充、また学校給食用農産物のブランド化を図り、何度も言いますが、阿波市農業の強みが活かされた給食をお願いして、最後の質問に移ります。

最後は、阿波市の農業振興についてであります。

まず、1点目、策定された地域計画から見える阿波市農業の将来像についてであります。

私は本市の農業振興をライフワークにしていますので、農地利用の将来像を描く地域計画について、3月の第1回阿波市議会定例会で質問しようと思ったのですが、聞くところによりますと提出期限が4月でしたので、取り下げました。今、提出されたことを確認しましたので、この議会で質問いたします。

地域計画とは、集落単位で地域の農地をどう利用していくのか、その方針をまとめた計画のことです。10年後誰が耕作するのか、1筆ごとに農家といますか、耕作者を位置づけるマップを作り農地利用の将来像を描くというもので、農業が基幹産業の阿波市にとって、この地域計画は阿波市農業の羅針盤とも言えると思います。

ただ、農水省では、この地域計画の策定を義務づけ、地域計画策定を多くの補助事業の採択要件としております。こうした地域計画のひもづけに全国から批判も出ていますが、農業を取り巻く情勢が一層厳しさを増す中、持続可能な農業の確立に向けて、将来の目指すべき姿とそれを実現するための施策を推進していかなければならない阿波市としては、提出期限の制約があるために、今回は行政主導で策定されたものと思っております。

ただ、将来像を描く上で、10年後の耕作主体、担い手の把握ができたことは一歩前進だと思いますので、提出された地域計画から見える阿波市農業の将来像についてお聞きします。

○議長（笠井安之君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 樫原伸議員の一般質問の3問目、阿波市の農業振興についての1点目、策定された地域計画から見える阿波市農業の将来像はについて答弁をさせていただきます。

人口減少や高齢化の進行により、農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適正に利用されなくなることが懸念される中で、農地の集積、集約化に向けた取組を加速化させることが喫緊の課題であることから、令和4年5月に農業経営基盤強化促進法が改正され、地域農業をどのように維持発展させていくかを地域で話し合うなど、その目指すべき将来の姿を明確にする地域計画を本年4月までに策定することとされておりました。

このことから、本市におきましても、本年3月に地域計画を策定したところでございますが、地域計画で示す現状の集積率は24.1%で、徳島県内の平均集積率19.25%

より5%ほど高い値となっております。

地域計画は、10年後の経営状態について農業者の意見等を集約し計画するとされておりますが、農業者や農業委員会等において、10年後の経営状態を把握することは困難との意見が多かったことから、本市においては、確実性のある認定農業者や中間管理機構のデータをベースに計画を策定しているため、徳島県の目標集積率30.36%より低い値となったものと考えております。

しかしながら、地域計画は随時更新することが可能であることから、本市におきましては、担い手の育成やスマート農業の導入をはじめ様々な農業施策を推進し、認定農業者や農業法人など担い手への農地集積を図りながら随時更新していくことで、本市の集積率は向上するものと考えております。

今後におきましても、地域内の農地を着実に利用促進していくことで、農地集積や農業の効率化が図られ、本市農業が将来にわたって持続的に発展できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 檜原伸君。

○14番（檜原 伸君） 議長、よろしいですか。

答弁では、現在のところ集積率は24.1%で、これは徳島県内の平均集積率19.25%より5%ほど高い数値となっているようです。ただ、24.1%、この集積率からは、10年後の阿波市農業に言及することは無理があるような気がします。

4月の日本農業新聞に、地域計画完成は32都道府県、東日本で策定が進んだ一方、近畿を中心に西日本では未策定が見受けられたとありました。策定を義務づけられた各自治体では、農業従事者の平均年齢、今65歳なんですけども、そういった現状下で、10年後の担い手と農地を1筆ごとに整理する、これは大変な苦勞もあったと思います。

しかし、部長、この地域計画は、農地の有効的、総合的な利用に関するビジョンが明確にできます。そして、地域農業の進むべき方向性を定められ、ひいては持続性を高めることにもつながります。そして、策定された地域には、一定の条件を満たせば担い手への補助金も拡充される、そういったメリットがあります。

今、部長から更新は可能だと聞きましたので、今後は、地域の実情をよく把握している住民主導でこの地域計画の策定を進めてもらいたいと思っております。

最後の質問に移ります。

米政策の見直しです。今の10年後の阿波市農業への質問から、今話題沸騰の米政策の質問に移ります。

今、6月も中旬、例年ですと田植シーズンも終わる頃なんですけども、今年は令和の米騒動で様相が一変しております。青田買いに、また複数年計画、前払い金増額、こうして米の争奪戦の様相となり、6月に入っても、ここ阿波市でも主食米の植付けが見受けられます。

猫の目行政とも言われた農政ですが、その最たるものが米政策ではないでしょうか。戦後、食料不足の解消に向けてとにかく米を作れ、作れ、この増反の時代、やがて米が余り出すと、作りたいのに作れない生産調整の時代、そして作る自由、売る自由が淘汰された時代から、今作れば作るほど赤字の資材高、米価安の時代を迎えております。そして、現在政府の自給動向の見誤りが令和の米騒動を引き起こし、そのツケを消費者が払わされています。急騰した消費者米価の要因を検証もせず、価格を下げることだけに腐心してるように私には思えます。

緊急当番の農林水産大臣は、価格は市場、所得は政策、これが政府のこれまでの方針だったはずなのに、米高騰の緊急事態を理由に価格介入に踏み切りました。本来、災害時や緊急時に放出されるべき備蓄米を随意契約、そしてこの備蓄米が底をついたら、次には輸入米の拡大を示唆しております。

私は、生産者の立場から言わせてもらいますが、こうした消費者米価引下げを政治のパフォーマンスには使わないでほしいと思います。私は、この令和の米騒動を機に、我が国の米政策をしっかりと見直すべきだと考えます。世界の穀物事情は大きく変わってきております。これまで経済優先、経済の物差しで測ってきたことを反省して、農業の大切さや食料安全保障の観点に立って、日本人の主食であるお米の安定供給、安定価格に向けた政策を確立すべきと考えます。

今の米政策の先にあるのは、これはもう間違いなく生産者米価の低下です。価格が下落すれば、農業経営は打撃を受け、生産意欲が下がり、離農が加速されます。こうした米価の下押しの圧力に耐えられない農家を支えるのは、私は所得保障、こういった支援で支えるのが最善の施策だと思っております。

阿波市では一連の米政策をどのように受け止めているのか、お伺いします。

○議長（笠井安之君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 樫原伸議員の一般質問の3問目、阿波市の農業振興につ

いての再問、米政策の見直しについて答弁をさせていただきます。

国の米政策につきましては、食料自給率の確保や農業経営の安定、また地域農業の維持を基本理念とし、需要に応じた米の生産や価格の安定化に資する備蓄米制度の活用、また水田の多面的機能の維持を図るため、様々な施策が講じられております。

こうした中、昨今では様々な要因が重なり、米の需給バランスが崩れ、昨年の夏頃から、米不足とともに価格高騰が高止まりを続けるなど令和の米騒動と呼ばれ、現在政府では備蓄米の計画的な放出等により市場への供給を迅速化し、米価の下落また安定化を図っているところでございます。また、政府としましては、米の生産を抑制してきた長年の減反政策を増産へと転換し安定供給につなげる考えなども示唆しておりますが、米の増産に転じれば、価格が大幅に下落し、農家の所得に大きな影響を及ぼす懸念もあることから、農家へのセーフティーネット、いわゆる所得保障など、米政策の抜本的な改革が検討されており、国の米政策は大きな転換期を迎えております。

一方、本市の米対策についてでございますが、米政策については国全体で進められ、どうしても国の方針に左右されますが、今後本市の稲作農家の経営を継続していくためには、再生産が可能でかつ安定した米の価格形成が不可欠となり、さらに今後の稲作においては、スマート農業技術の導入や省力化、低コスト化、また規模拡大への取組も重要であることから、その対策を国、県と連携を図りながら推し進めていかなければならないと考えております。

今後、本市といたしましては、これから示される国の方針や施策などその動向を注視しながら、引き続き地域農業の持続的発展を目指し、柔軟かつ効果的な米政策を推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 榎原伸君。

○14番（榎原 伸君） 議長には、時間が過ぎましたけども、ご配慮ありがとうございます。

まとめさせていただきます。今、森部長も再生産可能な安定した価格の維持が重要との認識を示され、国の動向を注視しながら柔軟かつ効果的な米政策を推進していくとの答弁いただきましたが、これは先週金曜日の吉田議員の一般質問への答弁でも聞いておりました。

米政策は非常に重要な国策の一つですから、どうしても部長の言われる国の動向を注視

して、そうした表現に、答えになるのは分かるのですが、何とか来年も頑張ってお米を作ろうと思っている農家のためにも、ぜひ受け身にならずに、所得補償制度の拡充やセーフティーネットの構築、こうした効果的な阿波市独自の米政策をお願いして、私の全ての質問を終わります。

○議長（笠井安之君） これで14番樫原伸君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後0時07分 休憩

午後1時09分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番原田健資君の一般質問を許可いたします。

5番原田健資君。

○5番（原田健資君） 5番原田健資、志政クラブ、ただいまから質問を始めさせていただきます。

まず最初に、1番、道路について。

（1）として、津田川島線2号県道改修要請を、また市道延伸にて県道バイパスを造り、代用道としてはどうかという質問で入らせていただきます。

津田川島線2号県道主要地方道、この道は改修が忘れられていませんか。鳴門池田線、阿波病院を北へ日開谷に沿ってさぬき市、東かがわ市へ、また遍路道、大窪寺などへの道であります。しかし津田川島線はこの道だけではありません。肝腎なのは、阿波吉野川警察署阿波交番から南へ千田橋、川島橋、国道192号まで善入寺を通る道、これが大切な津田川島線の道筋なのです。

この区間は、40年ぐらい前から大きな変化はなしのままです。何が主要道、何が2号線なの、ほったらかし同然ではありませんかと言いたいところです。市場には阿波麻植大橋があるじゃないかと思われませんが、阿波麻植大橋、この道は市場の端っこ、西に寄り過ぎなのです。なので、多くの市場の東部の利用者には、利用度の遠い存在となっていると思います。

町の大切な入り口である川島橋ということで、今回は市場町にある、市場、八幡、土成西部に近い川島橋、その橋の取り合い道路や橋の2車線化、改修要請をお願いしたいのです。

町の入り口が単線でヘアピンカーブ、直角カーブの登り口で待ち合い、橋のたもとでも待ち合い、スムーズな行き来ができない状態です。町の発展に必要な大切な入り口がこれではいけません。よろしく対処をお願いいたします。

また、40年、50年、大きな変化がない津田川島線のこの区間、改修が待ち切れません。市道の延伸で県道の代用道を造り、市道のバイパスでのまちづくりを進めるべきだと思います。市場町内で、県道の新設バイパスは長期にわたりないと感じております。新設やバイパス、これも県へ要請してほしいのです。駅へ、病院へ、通勤、通学、観光、遍路道、この地域と国道192号や駅をスムーズにつなぎ、ルートの改善をしていただきますようお願いいたします。

ということで、道路についての質問をいたします。よろしく申し上げます。

○議長（笠井安之君） 森友建設部長。

○建設部長（森友邦明君） 原田健資議員の一般質問の1問目、道路についての1点目、津田川島線2号県道改修要請を、または市道延伸にて県道バイパスを造り代用道としてはどうかのご質問に答弁させていただきます。

議員ご質問の主要地方道津田川島線は、香川県さぬき市津田町の国道11号交差点を起点とし、徳島県吉野川市川島町国道192号城山交差点を終点とする総延長約33キロメートルの県道です。

この区間には善入寺島があり、善入寺島内の県道は、ほとんどが2車線に近い状態で整備されていますが、島内を結ぶ本市側に架かる千田橋、吉野川市に架かる川島橋の潜水橋については、幅員が狭小となっております。潜水橋は、通行者の安全上の問題から、転落防止を目的とした車止め、退避スペースは整備されているものの、橋自体の拡幅などの大規模改修については、治水上の課題もあり難しいと考えます。なお、議員ご要望の善入寺島内から川島橋を渡り堤防へと上がるカーブになった箇所での2車線化については、事業を調査研究し、県と協議してまいります。

また、主要地方道津田川島線東側の市道興崎田渕2号線から南進する道路新設につきましては、主要地方道鳴門池田線から南へ吉野川左岸堤防下の県道香美吉野線までの延長800メートルのバイパスとなり、多額の事業費が必要なことから、国の補助金を活用して取り組む必要がありますが、現在阿波市行財政改革推進プラン2025において、将来にわたり持続可能な財政基盤を確立するため、市道に架かる橋梁の長寿命化や市道の舗装更新など、老朽化する社会インフラ整備を重点的に進める必要があることから、現時点での

新たな路線の新規事業化は難しいものと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 原田健資君。

○5番（原田健資君） ご答弁ありがとうございます。

橋の拡幅は、治水上の課題があり難しいとのことでした。市道の新設、延伸は行財政改革推進プラン2025などで難しいとはいえ、過疎対策とか国の費用とかを当てにするなり、また橋の拡幅も治水上の問題を乗り越えて方策を研究してほしいし、70年近くにもなる潜水橋対策も、また老朽化も考えなくてはならないのではないかと思います。橋の取り合い道路の2車線化については、堤防上の道も2車線化できれば、そうなれば最高なんですけど、もっと研究していただければと思います。

当面は、早く川島橋が192号と2車線でつながるようになるとよいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それと、国土交通省の方は、水の流れ、堤防が壊れないとか水のほうばかりに気がいって、住民が通る道路なんかはもう河原のうちだという人もおります。善入寺島にある農地もあれば河原と、水の流れさえ大切にすればいいのだという国土交通省の職員もいました。道路とか潜水橋のことを全然考えていない、水があふれなかったらいいんだというふうな考えの方もおりますので、そこらあたり住民の利便を考えて、市の方々も、治水上とか国側っちゅうか国土交通省側に立った発言でなく、何かもっと研究をしていただいて、住民が行き来しやすい道づくりを考えていただけたらと思います。治水上といいますけれども、潜水橋より大きな橋脚がいっぱい川の中にありますし、四国電力の鉄塔の大きなものも建っております。ですから、治水上課題、これ、国土交通省の考えだと思いますけれども、住民の側に立った道づくりを、何か方策を考えていただければと思っております。ひとつよろしくお願いいたします。

続いて、次の質問に移らせていただきます。

観光について、善入寺島内に観光案内板を、また日本一の表示板を設置すべきだ。市場町内の案内板の状況はどうかという質問をやらせていただきます。

これは、観光協会と市の商工観光課と書いてありますチラシ、パンフレットなんですけども、表紙は市内各地の観光地が点々と表示されております。開けて見ますと、中央橋、これと柿原堰、これ、吉野町です、これと土柱、これも2ページにわたって載っております。

す。それと、たらいうどんがまた2ページ、次にお遍路さんの道、これも2ページ、これは市内4か寺が載っております。次に、阿波市の農産物、それとその次からは市内各地の観光地が点々と載っております。また、土柱が半ページにわたって説明されておりました、あとまた市内各所が点々と表示されております。見ましたところ、やねこじきはないような気がするんです。これと、この大きな2ページにわたったページなんですけれども、吉野町、土柱の阿波町、土成町のうどん、それと市内4か所のお寺、これ、市場町のページが2ページにわたってあるべきなのにはないのです。

市の観光協会には2,000万円近くのお金が行ってるそうですが、その観光協会、市場町のこと載せてくれてないなと思ったりしておりますし、あとまた徳島県の東部のほうの観光の協会みたいなのがあったそうで、それも200万円行っているそうですが、そういう、せっかくお金行ってるのに市場町のこと載ってないなという残念な気持ちをお伝えしたいところで、次の質問の続きをやらせていただきます。

観光について、善入寺島内に観光案内板、また日本一の表示板を設置すべきだ。市場町内の案内板の状況はどうなんですかという質問に移らせていただきます。

日本一の桃太郎、銅像の前で記念撮影、日本一の善入寺島、広さが広いということですが、善入寺島、新聞などで最近よく見かけるようになっております。善入寺島ですが、善入寺島といえばヒマワリ、コスモスで、これだけでは物足りません。香川県や県内各地から車で写真を撮りに来ているお客さんも多いようですが、何かもう一品欲しいのです。

日本一、善入寺島とかといった文字の看板はいかがでしょうか、カメラ映えする看板とか。川幅日本一の看板が関東のほうにありますけれども、こちらのほうは川幅2番目ぐらいと思うんですけれども、中州のほうは日本一でもいいのではないのでしょうか。中州日本一善入寺島、こんな看板があれば、島に来たお客様と一緒に写真を撮ってもらえるのではないかと思います。最近、遍路の外国人もよく見かけます。英語の表記もあればいいなと思っております。

せっかくのお客様です。阿波市内への誘導の観光案内板も必要ではないのでしょうか。市内へ少しでも長くとどまっていただけよう配慮したいものです。

私が青年団の団員の頃、市場公園の前に手作りの大観光看板をみんなで作ったことがあります。その後、2代目は、本職の本格的な看板でした。最近の案内看板ですが、まだまだ手を加えれば使えそうだと思いますが、今はどうなっているんでしょうかという

ことで、そこで市場町内における観光案内板はどうなんでしょうかという質問をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（笠井安之君） 森産業経済部長。

○産業経済部長（森 克彦君） 原田健資議員の一般質問の2問目、観光について、善入寺島内に観光案内板を、また日本一の表示板を設置すべきだ。また、市場町内の案内板の状況はどうなのかについて答弁をさせていただきます。

善入寺島は、一級河川の吉野川中流域にあり、阿波市と吉野川市にまたがる東西が約6キロメートル、南北が約1.2キロメートルで、約500ヘクタールの面積を有し、その中に350ヘクタールほどの農地が広がる日本最大級の川中島で、地味肥沃な砂壤土で形成された平地であることから、キャベツ、白菜、大根など高品質な農産物が生産され、農業立市である阿波市の農業を支えております。また、大野島橋から川島橋へと続く道路は、10番札所切幡寺と11番札所藤井寺を結ぶ遍路道でもあり、季節ごとに花が咲き、美しい風景を楽しめる宝の島となっております。

こうした中、議員ご提案の善入寺島内において観光案内板や表示板を設置することにつきましては、善入寺島を訪れる方へ本市の観光資源やその魅力を分かりやすく提供できると考えますが、善入寺島は吉野川の河川区域内に位置し、災害発生の大危険リスクを伴うため、河川法などの規定により設置は大難しいものと認識しております。

本市といたしましては、観光協会等と連携を図りながら、今後SNSなどデジタル技術を活用した方法などにより、阿波市や、そして善入寺島の魅力をより多くの方に情報発信できるよう取り組んでまいります。

次に、市場町内の案内板の状況ですが、現在市役所北側の市場センターパークや金清自然公園などに、観光スポットを表記した市内全域の地図に加え、善入寺島や切幡寺、また錦鯉のせり市など、様々な観光施設の写真を掲載した観光案内板を設置しております。今後、議員お話しの市場町地区においては、徳島自動車道阿波市場スマートインターチェンジの供用開始も目前に迫っておりますので、これを絶好の機会と捉え、市場町を訪れる、ひいては阿波市を訪れる観光客の増加に向け、効果的な観光施策にしっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 原田健資君。

○5番（原田健資君） ご答弁ありがとうございました。河川区域内で、リスクがあり駄

目だと言われました。

善入寺島内には、ドラム缶よりも太いコンクリートの柱が何本も立っておりますし、市の境を示す阿波市の看板や阿波市の街灯の柱、電力会社の電柱、防災のスピーカー、また大きなトイレも大きな歴史案内の看板もあります。交通標識もあり、ずっと下流に行けばアンダーパスに大きな構造物もあります。土手の上では、鴨島側の堤防上には市場町の粟島渡しの案内板があります。実際、いろいろあるようです。

あまり大きなものは流失してしまいましたが、道しるべ型の石柱や石版、厚い板なら、流失せず作れないことはないと思います。高さ制限とかもあります、川幅は広いし、川の中央部であるし、そんなにリスクというほどのものでもないと思います。

初めから駄目って言われたらもうしようないんですけども、市の観光のため、交渉とか研究をして、何か一つでも実現していただければと思います。先も申しましたけれども、国土交通省、水の流れのほうが大切、堤防のほうが大切です、広い川幅の川の真ん中でそんなに影響するはずがないと素人なりに思っておりますので、どんどん攻めていって研究していただいて、市場町、阿波市の観光発展のために頑張っていただければと思います。よろしく願いいたします。

次に、ふるさと教育についてです。

合併により広範となりがちですが、4町、狭い範囲の町内や校区内を詳しくふるさと教育やっているのでしょうかという質問に移らせていただきます。合併により広範になりがちな町内や校区内を詳しくやっているのかという質問でございます。

小学校の文集を読まさせていただいたときに、市内を巡るのがあって、市内巡りで、隣の隣の隣の遠く離れた校区内のことに感激をした文章が多くありました。地元でなく、遠く離れた校区の見栄えのするカッコいいものだけに感激したものでした。それが一人だけではありませんでした。

これは市内巡りをする授業の作文でしたが、4町の合併で、ふるさとを学ぶときに広範な地域を巡ることになります。見栄えのするものに目が行くことになり、地元の地味なものは遠くのことになりがちです。校区外のすばらしいものに目を引かれ、足元、地元の小さな文化が忘れ去られはしないかと心配しました。そんなに広範でなくてもよいのではないかなと思ったりもしております。地元いっぱい文化があるでしょうし、このままでは、人口減で傳承者のいない村になっていく心配もありますということで、ふるさと教育について質問いたします。よろしく願いいたします。

○議長（笠井安之君） 小松教育部長。

○教育部長（小松 隆君） 原田健資議員の一般質問の3問目、ふるさと教育の1点目、合併により広範囲となりがちだが、町内や校区内を詳しくやっているのかについて答弁させていただきます。

本市では、第2次教育振興計画において、教育行政の基本理念の一つとして、郷土を愛する心を位置づけ、その実現に向け教育活動を推進しております。

小学校において、地元史跡などを訪れる阿波市内めぐり、3年生を対象として毎年実施をしております。さらに、3年生、4年生では、社会科副読本「わたしたちの阿波市」を活用し、地域の自然環境や特産物、働く人々の様子などについて学びを深めております。また、中学校では、2年生を対象とした職業体験学習を通じて、地元の産業に対する興味、関心を高めるとともに、ふるさとへの誇りや愛着を感じられるよう計画、実践しております。

今後におきましても、市内の歴史や文化、人との触れ合いを通じて郷土を愛する心を育成するふるさと教育の充実に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 原田健資君。

○5番（原田健資君） ご答弁ありがとうございました。

小学生の3年生から阿波市内めぐりをやっているとのこと。3年、4年でも阿波市の学びを深めているということで、4町合併で広範囲になっていると思います。校区内の小さな範囲での学びにも一層時間をかけて伝承いただけますようよろしくお願いいたします。また、成長した中学生におきましても、地元の歴史文化学習、伝承に時間をかけて学び、長く長く地元文化が伝えられますよう、引き続きよろしくお願いいたします。

小学生のときは、私なんかもうあまり覚えてないんですけど、中学生ぐらいになりますとよく何があったか覚えていますので、中学生のときにも地元のことをもっと細かく教えてあげたらもっとよくなるのではないかと思います。

ふるさと愛の育成を今後も引き続きますますよろしくお願いいたします。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。5番、志政クラブ原田健資でした。よろしくお願いいたします。

○議長（笠井安之君） これで5番原田健資君の一般質問が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後1時38分 休憩

午後1時51分 再開

(19番 原田定信君 退場 午後1時51分)

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番笠井一司君の一般質問を許可いたします。

13番笠井一司君。

○13番（笠井一司君） 13番笠井一司、議長のご指名をいただきましたので、一般質問をいたします。今定例会最後の質問となりますので、できるだけ要点だけにいたしまして、簡単に行いたいと思います。

第1問目は、阿波市合併の成果についてお伺いしたいと思います。

今年の3月末で阿波市が合併してちょうど20年となり、市長の行政報告にもございましたように、4月26日に阿波市市制20周年記念式典を盛大にお祝いすることとなりました。月日のたつのは早いもので、合併してもう20年かという思いがいたします。振り返ってみて、当初はどういう思いで、どういう目的で合併したのでしょうか。

(19番 原田定信君 入場 午後1時52分)

交通網の整備、そして交通手段や情報、通信手段の発達により、広域的な行政ができるようになり、またその広域行政の必要性が高まったこと、また日本の経済発展が停滞し、4町単位では将来の財政運営の不安が生じてきたことなどが合併の契機となったと思われます。そして、今は既に合併し、1つの市となったわけでありますから、合併前のように4つの町がばらばらであってはなりません。

そこで、1点目として、阿波市が合併して20年になるが、合併の目標は達成されたか、2として、市としての一体感は得られているのかお伺いいたします。

○議長（笠井安之君） 安丸副市長。

○副市長（安丸 学君） 笠井一司議員の一般質問、合併の成果について、2問ご質問をいただいております。

まず、阿波市が合併して20年になりますが、合併の目標は達成されたのかというご質問にお答えをさせていただきます。

まず、平成の大合併によりまして、全国3,232の自治体が1,821の自治体に集約をされました。この合併は、市町村の行財政基盤を強化し、効率的な行政運営を実現す

ることを目的に地方分権を図るとした合併でありました。

本市におきましては、平成15年12月24日にあわ北合併協議会を設置後、平成16年6月25日には、合併に関する協議が調ったとして、4町による合併協定書の調印が行われ、平成17年4月1日に新たに阿波市が誕生いたしました。

新たなまちづくりの第一歩として、合併新市としての基盤づくりや市民の皆さんの一体感の醸成を着実に進めるため、平成19年3月に第1次阿波市総合計画（わたしの阿波未来プラン）を策定し、将来像「あすに向かって人の花咲くやすらぎ空間、阿波市」の実現に向け、市民の皆さんと共に様々な取組を推進してまいりました。具体的には、まちづくりの基本理念である協働、創造、自立のまちづくりのもと、様々な取組を分野別に体系化し、戦略的に展開してきたところでございます。

まず、行財政運営の効率化、合理化を進めるために、新庁舎を整備することによって、4か所に分散していた行政組織の集約化が図られ、職員間や市民の皆様方の一体化が進んだように感じております。

また、各種個別の施策につきましては、子育てするなら阿波市をキャッチフレーズとして、いち早く18歳までの医療費無償化を実施するとともに、合併特例債を活用し認定こども園や放課後児童クラブの整備を行うなど、子育て支援に重点を置いた事業を執行してまいりました。

さらに、基幹産業である農業分野では、県内の他市町村に先駆けて農業振興計画を策定し特産品認証制度を推進したほか、企業誘致では、農業関連企業を含めた15事業所の誘致に成功しております。

続いて、防災につきましては、交流防災拠点施設アエルワを整備し、災害時における支援活動や物資輸送の拠点を構築するとともに、度々浸水被害が発生しておりました阿波町勝命地区の吉野川堤防の築堤など、防災・減災のまちづくりを進めております。

さらには、職員定数の削減等に取り組み、合併時、平成17年4月1日の職員数は492名でありましたが、本年4月1日には364名となり、128名を削減し、人件費の大きな抑制が図られていると感じております。

次に、2点目の市としての一体感は得られているのかにつきましては、郡を越えた市町村合併であることから、市民の皆様には合併のメリットを実感していただけるよう一体感の醸成に努め、合併特例債などの財政支援を受けて、新しいまちとしての基盤整備や市民サービスの向上も行ってまいりました。

主なものとして、平成17年4月の合併以降、市内全域において、平時はもとより有事の際にも市民の皆様にも効果的な行政情報などを発信するケーブルテレビ施設整備事業や、庁舎及び交流防災拠点施設整備事業など、様々な事業を実施し、市民の一体感の醸成を図ってまいりました。また、さらなる一体感を醸成するため、平成5年度から、地域で積極的に活動する地域住民グループと阿波市まちづくりミーティングを開催し、地域の活性化や市政発展に対する意見、提案をいただき、今後の市政運営に生かしているところでございます。今後におきましても、文化、芸能、スポーツ等、住民間の交流を積極的に進め、さらなる市民の一体感を醸成する施策を積極的に企画してまいります。

このようなことから、合併して20年が経過し、一定程度まちとしての一体感は得られているものの、引き続きさらなる一体感が得られるよう取り組み、ふるさとへの誇りと愛着を感じられるまちづくりを進めてまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 笠井一司君。

○13番（笠井一司君） 安丸副市長よりご答弁をいただきました。

まず、行財政運営の効率化、合理化を進めるため新庁舎を整備し、行政組織を集約化して職員定数の削減に取り組み、人件費の抑制に努めたこと、少子化が進展することに対応するため、認定こども園の整備を行うなど子育て支援に取り組んでいること、また農業をはじめとした産業振興に取り組み、防災・減災のまちづくりを進めてきたことなど、一体化に向けた様々な施策、事業を進め、これまで20年間での成果を上げてきたとのご答弁でございました。

そして、合併特例債などの活用によりまして、阿波市の基盤整備としてケーブルテレビ施設整備を行い行政情報の一元化を図るほか、阿波市まちづくりミーティングを開催して市民からの意見、提案を市政に反映するなど、また文化、スポーツをはじめとして住民間の交流を積極的に進め、阿波市の一体感の醸成を図っていることのご答弁をいただきました。

そこで、今後のことになりましたけれども、再問といたしまして、今後の阿波市の姿をどのようにしていこうと考えているのかお伺いいたします。

○議長（笠井安之君） 町田市長。

○市長（町田寿人君） 笠井一司議員の一般質問の1問目の再問、今後の阿波市の姿をどのようにしていこうと考えているのかについて答弁をさせていただきます。

笠井一司議員も言われましたように、本市は4月26日に阿波市制20周年記念式典を開催いたしまして、第2ステージに入ったというところでございます。今後どのようにと  
いうことで、阿波市の第3次総合計画に掲げております「みんなでつくる 未来に誇れる  
やすらぎのまち」を目指していくということで、今まででなく、将来においても、市民  
の笑顔があふれるまちづくりを目指してまいりたいと思っております。

具体的には、昨今の災害対策といたしまして、近年の風水害が頻発化、激甚化している  
ことから、国では今防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化計画、今年が最終年度  
でございまして、5年間で総予算が15兆円をもって対策に取り組んできております。こ  
ういった中で、一方、今後30年以内に発生する確率を80%と推定される南海トラフ巨  
大地震は、先般新たな被害想定が発表され、本県では当時より人口が10万人、68万人  
を今切り込んでおりますが、減少しているにもかかわらず、死者は最悪の場合4万人強と  
なりまして、前回の想定より1万人多い試算となっております。このために、国土強靱化  
に関する次の事業につきましては、国において、今政府の国土強靱化推進本部において  
は、来年度から5か年間で約20兆円規模の事業を開始することが決定されております。

これも議会の予算が成立しないと実行できませんが、こういった情報は得ておりますの  
で、やはり市民の生命と財産を守る国土強靱化というのを一番に力を入れていきたいと。

あわせて、新たな地方創生ということで、地方創生2.0ということで、今までの10  
年間のいろいろな課題等、一定の成果はあったものの検証しながら、新たに進めていく中  
で特に言われておりますのは、若者や女性がよい仕事、魅力的な職場、人生を過ごす環境  
の心地よさを感じ取れる社会整備と情報発信を企業を含むあらゆる主体が協力して取り組  
み、地方こそ成長の主役となれるよう持続的に発展する地域、地方を目指していかなけれ  
ばならないということで、これを実行していきたいと思っております。そして次には、先  
ほど副市長のほうからもありましたが、子育て世帯をターゲットとして施策の充実を図る  
ということでございます。

そして次に、あと2点申し上げさせてもらいますと、施策の企画立案には市民ニーズや  
今までのエビデンスをもって具現的な政策を検討していくと、それには市議会議員の皆さ  
んの今定例会3日間の質問においてもいろいろなヒントや提言をいただきましたので、参  
考にしていきたいと思えます。

そして最後に、官民で連携の事業を活性化していくということで、やっぱり行政だけ  
は担えない部分を民と一緒にやっていくと、これにはやっぱりノウハウとかスピー

ド感がやっぱり全然違うように感じております。こういったことで、数や量よりも質を求めていくということで、まずは結果を出していくということが一番大切かと思っております。

これらを踏まえまして、第2ステージにおきましては、こういった事業を推進することで、阿波市民の人と人、地域と地域のつながりの再生、人口減少時代にあっても行政サービスの質を低下させることがなく、多様化する市民の皆様の行政サービスに対応しまして、次世代を担う子どもたちや地域を支える人々がふるさとへの誇りと愛着を感じられ、阿波市で暮らしてよかったと思えるまちづくり、阿波市を次の世代へつないでいけるまちづくり、これには笠井一司議員も言われましたように、広域連携が非常に必要かと思えます。やはり井の中のカワズと言ってはいけません、いろんな類似した団体の情報交換をしながら、いろんな事業をバージョンアップしていくということが必要かと感じます。そして、市民が主役のまちづくりの実現に向けて全力で取り組んでまいりたいと思っておりますので、議員各位におかれましてもご理解、ご協力をお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（笠井安之君） 笠井一司君。

○13番（笠井一司君） 町田市長よりご答弁をいただきました。

まず、発生が懸念されております災害に対しまして、まず防災への取組というのがやっていきたいというふうなこと、それから地方創生第2ステージということで、若者や女性を対象に魅力ある市をつかっていきたい、そして子育て支援をやっていこうということでございます。そうした様々な課題に対応するために、新たな行政運営の指針といたしまして、第3次阿波市総合計画によりまして、市民が主役のまちづくりの実現に向けて全力で取り組んでいくとご答弁をいただきました。

職員の皆さんの世代も、20年を経まして、当時と比べまして20年若返っているわけでございますから、これからも4町というわけではなくて、阿波市の視点を持ちつつ行政に取り組んでいただけるようお願いしたいと思います。

次に、第2問目、河川整備についてでございます。

以前に、平成28年の3月の定例会でございましたが、九頭宇谷川と熊谷川の河川整備についてお願いしたことがございます。その後、どのようになっているのかお伺いしたいと思います。

九頭宇谷川は、過去に台風で堤防が決壊し、下流域に甚大な被害を発生した経緯がございます。また、熊谷川は、中流域は天井川となっておりまして、現在下流域から拡幅と河床の引下げの改修が進められております。防災と周辺地域の排水対策のため、改修が急がれておるところです。

そこで、1点目として、一級河川と九頭宇谷川と熊谷川の改修はどうなっているのか、2点目として、両河川の整備について今後の市の取組をどのように考えているのかについてお伺いいたします。

○議長（笠井安之君） 森友建設部長。

○建設部長（森友邦明君） 笠井一司議員の一般質問の2問目、河川整備について幾つかのご質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

近年の豪雨や台風など、災害が大規模化、頻発化しており、防災・減災対策の重要性が一層高まっており、改めて河川整備の重要性を認識しているところです。

議員ご質問の九頭宇谷川は、土成町浦池字北山を上流端とし、吉野川へ合流する約5.2キロメートルの徳島県が管理する一級河川です。

当河川の整備状況は、県が昭和62年から河川局部改良事業に着手し、平成10年にかけて吉野川合流部から上流に向けて市道池田御幸ノ北線に架かる東池田橋までの約600メートルで整備されております。また、東池田橋から上流については、県道土成徳島線までの一部区間について、令和4年から令和6年にかけて護岸改修工事を行っていただいております。

次に、熊谷川は、土成町土成字前田を上流端とし、吉野川へ合流する約6キロメートルの県が管理する一級河川です。

当河川の整備状況は、県が昭和49年から改修工事に着手し、令和5年にかけて吉野川合流部から上流部へ向けて（旧）県道鳴門池田線までの約2キロメートルで整備を実施し、護岸改修工事が完了しております。また、（旧）県道鳴門池田線から上流については、主要地方道鳴門池田線に架かる橋梁の予備設計について、道路の迂回路計画などを含め、順次進めていただいております。

加えて、両河川については、県が巡視、点検と維持管理により、令和3年から令和6年にかけて樹木伐採や河道掘削を計画的に行い、河川氾濫等の予防保全に努めていただいております。

次に、2点目の両河川の整備について、今後の市の取組はどのように考えているのかに

ついてですが、本市としましても、職員による巡回等において、県が管理する河川に樹木の繁茂や土砂の堆積など危険箇所を把握した場合には、県担当に速やかに報告するなど、市内の河川施設の予防保全に努めております。

また、九頭宇谷川及び熊谷川周辺住民の安全・安心を図るためには河川整備は欠かせないものであると考えており、今後も河川管理者である県に対し、早期に整備が図られるよう要望を続けてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 笠井一司君。

○13番（笠井一司君） ご答弁ありがとうございます。

九頭宇谷川につきましては、令和4年から6年にかけて東池田橋から上流の県道土成徳島線までの一部区間につきまして、護岸の改修工事が行われたということでございました。熊谷川につきましては、（旧）県道鳴門池田線までの護岸改修工事が完了し、今後鳴門池田線の橋梁までの間の改修に向けて計画が進んでいるということでございます。

先日、吉田議員のほうから、防災の視点からの河川整備の必要性をのご質問がございましたが、私も同様の趣旨でございますが、加えてまちづくりの視点からも河川整備が必要であろうというふうに思っておりますので、引き続き県に働きかけを進めていただき、予防するということになっていきますが、よろしく事業進捗にご努力をお願いしたいと思います。

次に、3問目、GIGAスクール構想についてお伺いいたします。

GIGAスクール構想についてまだよく分からない部分がございますので、確認のため、1点目として、GIGAスクール構想の目的について、2点目として、これまでの成果につきまして併せてお伺いいたします。

○議長（笠井安之君） 小松教育部長。

○教育部長（小松 隆君） 笠井一司議員の一般質問の3問目、GIGAスクール構想について幾つかの質問をいただいておりますので、順次答弁させていただきます。

初めに、1点目、GIGAスクール構想の目的について伺いたいについて答弁させていただきます。

GIGAスクール構想は、文部科学省が令和元年に発表した教育施策であり、これにより全国小・中学校等において、1人1台のタブレット端末の購入と高速インターネット環境の整備が進められております。

タブレット端末を活用することにより、教員は児童・生徒一人一人の特性や学習進度、

学習到達度に合わせた指導及び教材の提供等が可能となります。また、個別の課題に対して必要な情報を収集、選択しながらまとめたり表現したりする学習が促進されるとともに、教員と児童・生徒あるいは児童・生徒同士での双方向のコミュニケーションも取りやすくなっております。

このように、GIGAスクール構想の目的は、タブレット端末や高速インターネットなどが整備された教育環境下において、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、児童・生徒の情報活用能力を育成することであると考えております。

次に、2点目のこれまでの取組の成果について伺いたいについてでございますが、本市では、GIGAスクール構想の実現に向けて、令和3年度より1人1台のタブレット端末を導入し、各校で積極的な活用が図られております。

これまでの主な成果としましては、藤本議員の質問の際にもお答えをさせていただきましたが、子どもたちは授業や家庭学習においてタブレット端末を使うことができ、学習の興味関心の向上や理解促進に効果を上げております。また、教員による児童・生徒の学習進度に応じた教材の提示、グループ活動での意見共有やオンライン授業も可能となっております。加えて、ICT支援員による研修により教職員のスキルアップが図られ、授業や学校の業務におけるタブレット端末の活用の幅が広がり、教育の質の向上や教員の業務改善にもつながっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 笠井一司君。

○13番（笠井一司君） ご答弁をいただきました。

ただいまのご答弁では、全国の小・中学校等において、高速インターネットの整備された中で1人1台の学習用端末を導入し、個別の課題に対して必要な情報を収集、選択しながら学習し、個別最適な学びと協働的な学びの充実を図り、児童・生徒の情報活用能力を育成することが目的であり、令和3年度から導入していますが、子どもたちはタブレット端末を日常的に使うことができ、学習への興味関心の向上や理解促進が進み、加えて教職員のスキルはアップが図られ、教育の質の向上や業務改善にもつながっているとのことでした。大いに成果が上がっていると思われま。

先日、藤本議員からも言われましたことでございますが、教育は人づくりであり、また人を育てることだというふうにご発言があったと思いますか、私もそう思っております。ここで気をつけておかなければならないのは、目的は情報化社会に対応してタブレットを

使えるようにするだけではなくて、あくまでもタブレットは教育の手段であるというふう  
に思われるわけです。

ある人が言うておりましたけれども、人間には哲学が必要だと、哲学とは何か、非常に  
難しいことですが、人によって違います。私は、真実を知ろうという気持ちだと思  
っております。そのためには、考えることが大切だというふうに考えております。

タブレットを使うと、視覚が中心で感覚的になりまして、どうしても考えることがおろ  
そかになってしまいます。今、世界では、表面的な言葉や観念的な言葉によって振り回さ  
れて、こういう言い方が適当なんかどうか分かりませんが、知的レベルが低下してきてい  
るものと思われまます。

教育は知識の習得だと思っておられる方が多いと思いますけれども、考えることをしな  
ければ、学習の深度は深まりません。G I G Aスクール構想が単にタブレットを使うこと  
の習得に終わることなく、子どもたちが考えることの手助けになるよう使っていただき  
たいと考えております。

続きまして次に、4問目と参ります。

スポーツ振興基金の設置についてお伺いいたします。

さきの3月の定例会で、サッカーコートの整備について提案と要望をさせていただきました。  
小学生をはじめとした多くの市民の皆さんが、サッカー場をはじめとしたスポーツ  
施設を利用しております。

サッカーコートの整備はもちろんですが、阿波町の阿波市民球場、あわ十川ゴム球場も  
数年前に、中学生の全国大会だったと思いますけれども開かれまして、大会の関係者から  
は少し手狭であったという声があったと聞いております。こうした施設の整備もしてい  
かなければならないのではないかというふうに思います。スポーツ施設の整備には多額の経  
費がかかり、計画的に進めていかなければなりません。また、スポーツの振興のため  
には、指導者や選手の育成もしていかなければなりません。

そこで、将来のスポーツ施設の整備やスポーツの振興のためにスポーツ振興基金を設  
置してはどうか、お伺いいたします。

○議長（笠井安之君） 小松教育部長。

○教育部長（小松 隆君） 笠井一司議員の一般質問の4問目、スポーツ振興基金（仮  
称）の設置について、将来のスポーツ施設の整備やスポーツの振興のためにスポーツ振興  
基金を設置してはどうかについて答弁させていただきます。

本市は、阿波市第2次教育振興計画に基づき、生涯にわたりスポーツに親しむ環境づくりのためのスポーツ施設の整備充実、有効利用や幅広いスポーツ活動の普及促進などに取り組んでおります。

議員ご提案のスポーツ振興基金の設置につきましてでございますが、スポーツ施設の整備につきましては、教育施設の整備充実を目的とする教育施設整備基金を活用できるものと考えております。また、スポーツの振興につきましては、教育の一環であることから、県の委託金や一般財源を活用してまいりました。

引き続き、スポーツの振興につきましては、毎年行っている徳島インディゴソックスによる野球教室や地域クラブ活動への移行に向けた実証事業など、関係団体と連携しながら指導者の育成や競技人口の増加を図るとともに、スポーツ施設の整備では、生涯スポーツの推進を図るため、利用者の意見もいただきながらスポーツ施設の整備の必要性を判断し、阿波市公共施設等総合管理計画や財源も考慮しながら推進してまいりたいと考えております。

今後においても、ハード、ソフト両面から本市のスポーツ振興にしっかりと取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 笠井一司君。

○13番（笠井一司君） ご答弁をいただきました。

答弁では、スポーツ施設の整備につきましては既に教育施設整備基金がありまして、またスポーツの振興につきましても、関係団体と連携して指導者の育成や競技人口の増加を図っているとのことでありました。

答弁としましてはそれで結構ではあるんですけども、基金があるというからもうそれでいいんだということではなくて、例えば、毎年繰越金がありますので今後のために積極的に積み立てていくとか、前向きに取り組んでいってほしいと思います。

簡単でございますが、以上で質問を終わります。

○議長（笠井安之君） これで13番笠井一司君の一般質問が終了いたしました。

~~~~~

日程第 2 議案第39号 令和7年度阿波市一般会計補正予算（第2号）について

日程第 3 議案第40号 令和7年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第1号）

について

- 日程第 4 議案第 4 1 号 阿波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
について
- 日程第 5 議案第 4 2 号 阿波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につい
て
- 日程第 6 議案第 4 3 号 吉野地域福祉センター設置及び管理に関する条例の一部
改正について
- 日程第 7 議案第 4 4 号 阿波市重度心身障害者等に対する医療費の助成に関する
条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 4 5 号 阿波市国土利用計画審議会条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 4 6 号 訴えの提訴について
- 日程第 10 議案第 4 7 号 徳島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第 11 議案第 4 8 号 中央広域環境施設組合からの吉野川市の脱退に伴う財産
処分について
- 日程第 12 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度阿波
市一般会計補正予算（第 1 2 号）について）
- 日程第 13 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度阿波
市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について）
- 日程第 14 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度阿波
市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につい
て）
- 日程第 15 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度阿波
市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）
について）
- 日程第 16 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 6 年度阿波
市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）について）
- 日程第 17 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市税条例の
一部改正について）
- 日程第 18 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（阿波市国民健康
保険税条例の一部改正について）

○議長（笠井安之君） 次に、日程第 2、議案第 3 9 号令和 7 年度阿波市一般会計補正予

算（第2号）についてから日程第18、承認第7号専決処分の承認を求めることについて（阿波市国民健康保険税条例の一部改正について）までの計17件を一括議題といたします。

これより議案に対する質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認め、質疑を終了いたします。

ただいま議題となっております議案第39号から承認第7号までについては、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

各常任委員会におかれましては、第2回阿波市議会定例会日割り表に基づいて委員会を開催され、付託案件について審査されますようお願いいたします。

暫時休憩いたしますが、皆さん方には着座のままお待ちください。

午後2時28分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま市長から追加議案として、お手元に配付のとおり、議案第49号動産の取得について（学習者用ソフトウェア）の議案1件が提出されました。

お諮りいたします。

以上1件を日程に追加し、追加日程第1を直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

~~~~~

#### 追加日程第1 議案第49号 動産の取得について（学習者用ソフトウェア）

○議長（笠井安之君） 追加日程第1、議案第49号動産の取得について（学習者用ソフトウェア）を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

町田市長。

○市長（町田寿人君） 本日追加提案いたしております議案について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第49号動産の取得について（学習者用ソフトウェア）につきましては、学習者用

ソフトウェアの購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び阿波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

議案内容の詳細につきましては、この後教育部長から説明いたしますので、十分ご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 説明が終わりました。

次に、提出されております議案について、補足説明を求めます。

小松教育部長。

○教育部長（小松 隆君） 議案第49号について補足説明をさせていただきます。

議案第49号動産の取得について。

学習者用ソフトウェアの購入について、次のとおり売買契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び阿波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和7年6月16日提出、阿波市長。

取得する動産につきましては、学習者用ソフトウェア2055個、ライセンス5年間でございます。取得の方法は指名競争入札、取得価格は6,773万4,370円、取得の相手方は阿波市土成町吉田字御所屋敷の二20、有限会社アイシーランド・マツノ代表取締役松野達也でございます。

本動産の取得に関しましては、6月5日に開札を行い、6月9日に仮契約を締結しております。

以上、議案第49号について補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（笠井安之君） 補足説明が終わりました。

これより追加日程第1、議案第49号動産の取得について（学習者用ソフトウェア）の質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題になっております議案第49号については、会議規則第37条第1項の規

定により、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次回の日程を報告します。

18日午前10時から総務常任委員会、午後1時から議会改革特別委員会、19日午前10時から文教厚生常任委員会、午後1時から地域活性化特別委員会、20日午前10時から産業建設常任委員会です。

なお、次回の本会議は、6月25日午前10時に再開いたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時35分 散会

